

最低賃金法(特定最低賃金関係抜粋)

(特定最低賃金の決定等)

第十五条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金(以下「特定最低賃金」という。)の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

3 第十条第二項及び第十一条の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第二項の決定をする場合において、前項において準用する第十一条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

5 第十条第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

第十六条 前条第二項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

第十七条 第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不適當となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

(特定最低賃金の公示及び発効)

第十九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十五条第二項の規定による特定最低賃金の決定及び特定最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条第二項及び第十七条の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

特定最低賃金について

- 地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであるのに対し、特定最低賃金は、特定の産業又は職業について、関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乘せをするもの(※)。
- (※) 特定最低賃金が設定された場合でも、使用者が、その雇用する労働者に対し、特定最低賃金を超える賃金を支払うことは禁じられていない。
- 関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定される。
- 令和8年4月1日現在、全国で223件設定(うち地域別最賃を上回るのは112件)。概ね都道府県の産業別に適用されており、全国単位のもの1件のみ(平成12年以降、改正されず)。

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ <u>労使の取組を補完するもの</u>	○ <u>すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット</u>
適用対象	○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> (実際は、概ね都道府県の産業別に適用されている)	○ <u>産業・職業を問わずすべての労働者に適用</u> ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ <u>関係労使の申出により新設、改正又は廃止</u> 新設 : <u>対象労働者の2分の1以上の労働協約等</u> 改正・廃止: <u>対象労働者の3分の1以上の労働協約等</u>	○ 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について必ず決定)

特定最低賃金の設定・改正・廃止の要件

- 特定最低賃金は労使のイニシアティブによる取組であり、(1) (2) の2つの枠組みとすることや、新設・改正・廃止の要件等については、いずれも中央最低賃金審議会における労使の話し合いの下、両者の合意に基づき定められている。
- 特定最低賃金は、一定規模の労働協約の締結等を要件としているため、実際に設定されているものは、製造業など、労働組合の組織率が比較的高く交渉力がある産業（製造業）となる傾向がある。地域別最低賃金の大幅な引上げが続く中、改正がなされず、結果として地域別最低賃金を下回るものが近年増加している。

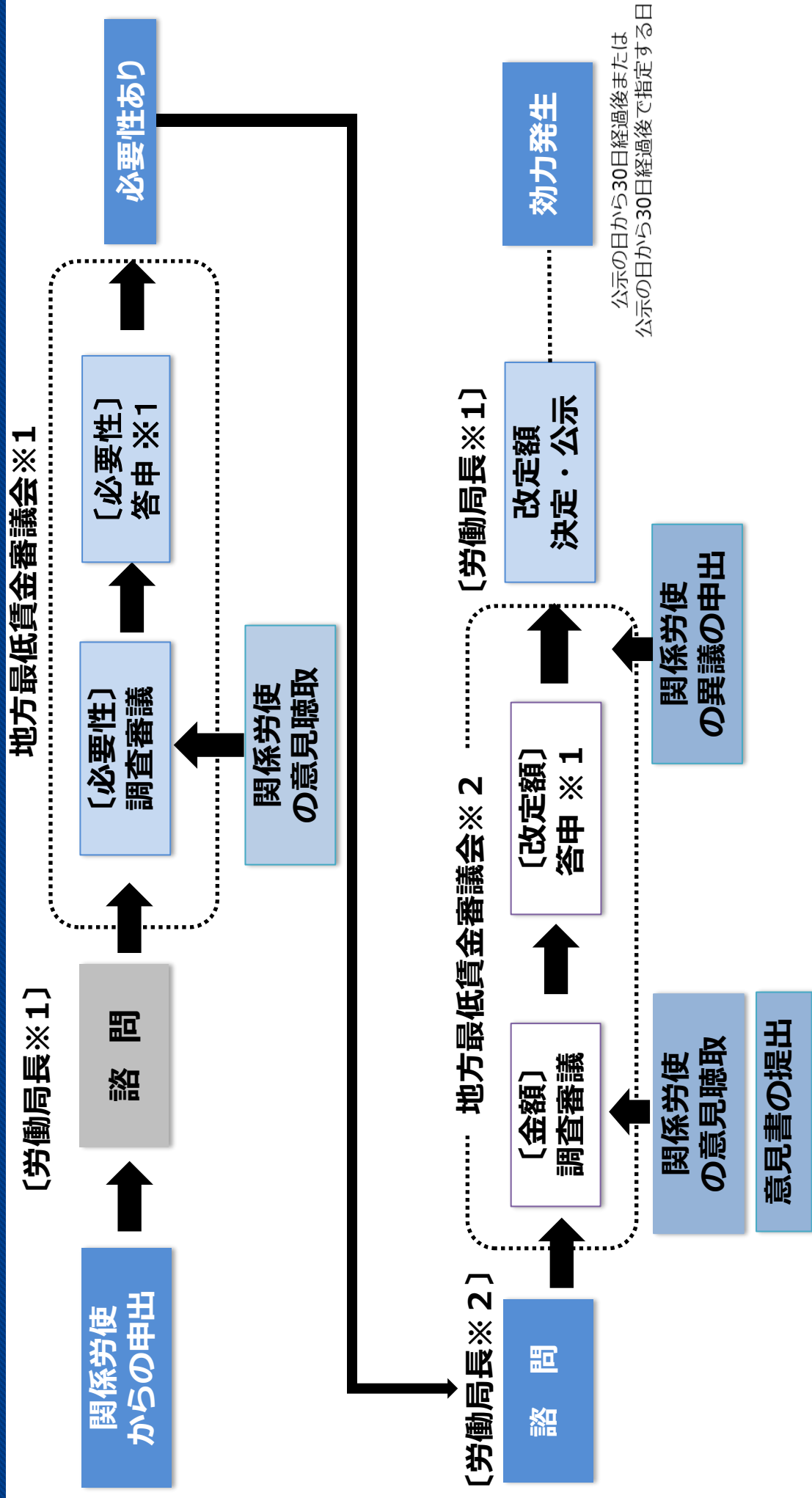
(1) 労働協約ケース：関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数（原則として1,000人以上）に適用される賃金の最低額に関する合意（労働協約）がある場合	
新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
① 基幹的労働者の <u>2分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること	① 基幹的労働者の概ね <u>3分の1以上</u> が労働協約の適用を受けること
② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の <u>全部の合意</u> により行われる申出であること	② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の <u>全部の合意</u> により行われる申出であること

(2) 公正競争ケース：事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合	
新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合（注1、注2）	○ 適用される労働者又は使用者の概ね <u>3分の1以上</u> の合意による申出等

(注1) 「当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい」ことが労使合意で定められている。

(注2) 「一般の産業では企業間等に賃金格差は通常存在し、またその生ずる原因は多様。（略）賃金格差の程度について一定基準を定めることは適当ではない」、「競争関係の存在を前提にして、『より高いレベルでの公正競争』確保の必要性について、疎明の内容、関係労使間の合意形成の状況等を踏まえ審議会において適切な判断がなされることを期待」する旨、同じく労使合意で定められている。

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



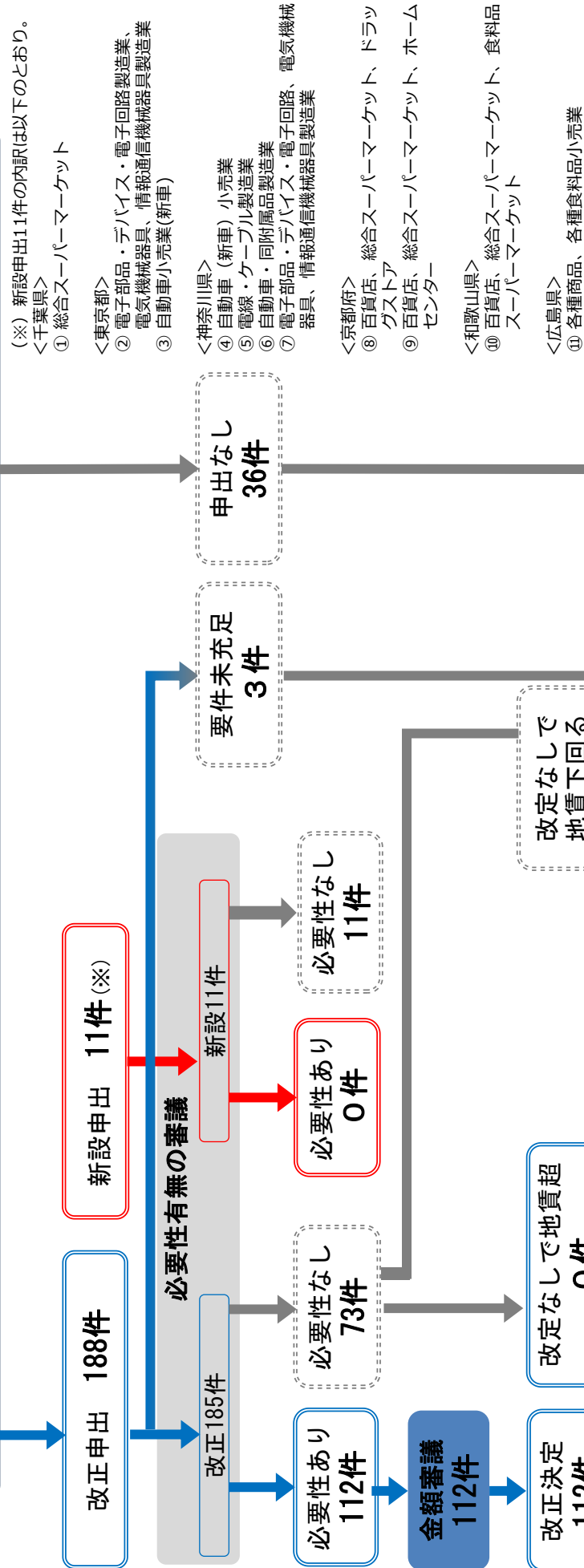
※1 特定最低賃金の決定・改正・廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている（労使合意による取り決め）。

4.5 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会は中央最低賃金審議会に読替える。

令和7年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

令和7年4月時点の特定最低賃金

224件 (うち旧産別最低賃金2件) ※全国に適用される特定最低賃金1件を含む



各地域別最低賃金を下回る特定最低賃金 111件

改定なしで地賃下回る

各地域別最低賃金を上回る特定最低賃金 112件

令和8年4月1日時点の特定最低賃金 223件 (うち旧産別最低賃金1件)

※ 全国に適用される特定最低賃金1件を含む
※ 旧産別最低賃金1件は最低賃金法第17条に基づき令和8年3月31日限りで廃止されている

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等（決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。）に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使（当該産業を含めた関係労使）が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定することとされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わないこととされた「旧産業別最低賃金」がある。

昭和61年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

2 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定

(1) 新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

(略)

□ 上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。

(イ) 関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう関係労使の意見を必ず聴取すること。

また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。

(ロ) 及び (ハ) (略)

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」（平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承）

2 運用面の改善について具体的な対応

(2) 産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善

① 中小企業関係労使の意見の反映

産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようにするため、審議会委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。

特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について②

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」（平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承）

2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善

(1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

産業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。)又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

審議前の勉強会等

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強会の実施や運営に関する議論を行っている事例

○ 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。

審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている。

○ 第1回専門部会開催前に勉強会を実施し、特定最低賃金について理解を深めている。また、運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている。

審議の中での取組

公益委員による争点の明確化と働きかけにより、労使当事者間の自主的な協議がなされた結果、「必要性あり」へと合意形成が図られた事例

○ 改正決定の必要性の有無の審議において、複数の業種について、労働者側委員と使用者側委員との主張が対立し議論が平行線となる中、公益委員が争点を明確化した上で、自主的な協議の重要性を示し、審議の継続を提案。これを受け、労使双方が協議継続に合意した。

○ その後、労働者側委員と使用者側委員で協議を重ねた結果、複数の業種について順次結審に至るとともに、残る業種についても考え方の整理が進み、最終的に折り合いが付き「必要性あり」で結審した。

審議の中での取組

小委員会において、当該産業の労使を参考人として招致し、率直な意見交換を行った結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

○ 労働者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張したが、使用者側委員は厳しい経営環境を踏まえ慎重姿勢を示していたため、小委員会を設置し、当該産業の労使を参考人として招致し、率直な意見交換を行った。

○ 小委員会での意見交換の結果、当該産業は県内の主要産業であること、人口流出への対応等の観点から特定最低賃金の必要性について認識が共有され、使用者側も現実的な金額設定を前提に改正を容認するなど歩み寄りが見られ、最終的に労使の認識が一致し「改正の必要性あり」として全会一致となった。

審議の中での取組

産業の優位性確保の観点を踏まえ、関係労使の合意形成により「改正の必要性あり」となった事例

○ 当該産業における賃金水準の優位性を維持する必要性を整理したうえで、物価上昇率、春季労使交渉結果、企業の賃金支払能力から賃金引上げは可能であり、人材確保の観点を踏まえ、「改正の必要性あり」と判断され、その後の金額審議では、産業の実情に基づく判断が行われた。

○ 小委員会の設置、当該産業の労使を参考人として招致したほか、現場視察の実施等、審議過程においても様々な取組が行われ、労働者側委員と使用者側委員の共通認識の形成が図られた。

審議の中での取組

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。使用者側参考人の意見陳述を聞いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表からの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

審議終了後に次年度に向けた調整を実施

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることとなった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、データに基づく根拠（厳しい経営環境におかれる中小企業の負担感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等）を示し、「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、労働者側委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。

労使双方の歩み寄りが十分に行われなかった例

労使双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員が、県の基幹産業であること、産業の魅力向上、人材確保等の観点から「必要性あり」と主張したのに対し、使用者側委員は、厳しい経営環境や地域別最低賃金が近年、大幅に引き上げられていることを理由に「改正の必要性なし」と主張。
- いかなる状況であれば「改正の必要性あり」となり得るのかといった具体的な議論がないまま、審議が終了している。

写

沖労発基 0731 第 1 号
令和 8 年 7 月 31 日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 上 江 洲 純 子 殿

沖 縄 労 働 局 長
宮 本 淳 子

沖縄県糖類製造業最低賃金、沖縄県新聞業最低賃金及び沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の各特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

2026 年 7 月 14 日付けをもって、申出代表者全沖縄製糖労働組合執行委員長嘉手納弾から、同年 6 月 24 日付けをもって、申出代表者琉球新報労働組合委員長吉田健一から、同年 7 月 14 日付けをもって自動車総連沖縄地方協議会議長玉城良太から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 沖縄県糖類製造業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 2 号）
- 2 沖縄県新聞業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 6 号）
- 3 沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 3 号）

令和8年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画

No. 1

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	(公益調整)	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
1	7. 1 (大会議室)	水	1 回 15:00	○年間審議計画 ○専門部会、運小役割分担	○会長、会長代理選出 ○地域最賃改定諮問 ○地域専門部会の設置 ○令第6条第5項適用 ○運営小委員会の設置 ○年間審議日程計画					
			地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/1～7/16)							専門部会委員の推薦に係る公示(7/1～7/16)
2	7. 22 (大会議室)	水						1 回 15:00	○(地域別)部会長、部会長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について	
3	7. 24 ～7. 28 (事業場)	金 ～ 火						2 回	○(地域別)事業場実地視察 ※左記期間において、影響率・未満率を考慮した3業種から1事業場ずつ選定の上視察予定	各側委員1名
4	7. 31 (大会議室)	金	2 回 13:00		○中賃目安伝達 ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について諮問 ○最賃基礎調査結果報告	1 回 14:00	○委員長、委員長代理選出 ○特定(産別)最賃改定の 必要性の有無に係る検討	3 回 15:00	○実地視察結果 ○参考人意見聴取	
5	8. 3 (大会議室)	月						4 回 14:00	○(地域別)額提示、調整	
6	8. 5 (大会議室)	水						5 回 14:00	○(地域別)額調整	
7	8. 7 (大会議室)	金	3 回 16:00	○特定(産別)最賃専門部会 役割分担、運営について	○地賃専門部会報告(8/7専門部会で結審の場合) (全会一致でなかった場合；採決) ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について運小 の結果報告及び答申 ○特定(産別)最賃改定諮問(必要ありの場合)	2 回 13:00	○関係人意見聴取(概要書) ○特定(産別)最賃改定の必要性 の有無についてとりまとめ	6 回 14:00	○(地域別)額調整(結審)	
			地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/7採決の場合) 特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/7～8/24)						地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/7～8/24) (特定)専門部会委員の推薦に係る公示	
8	8. 12 (大会議室)	水	4 回 16:00		○地賃専門部会報告(8/12専門部会で結審の場合) (全会一致でなかった場合；採決)			7 回 14:00	○(地域別)額調整予備(結審)	
			地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/12採決の場合)							

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		最低賃金専門部会	
			回数	(公益調整)	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題
9	8. 25 (中会議室)	火			異議審 (8/7答申の場合) 異議申出内容にかゝる審議				
	8.26 (大会議室)	水	4 回 (または 5回)		異議審 (8/10答申の場合) 異議申出内容にかゝる審議				
	8.28 (大会議室)	金			異議審 (8/12答申の場合) 異議申出内容にかゝる審議				
	9. 1 (大会議室)	火			異議審 (8/14答申の場合) 異議申出内容にかゝる審議				
10	9. 3 (大会議室)	木						1 回 14:00	(産業別合同部会) ○部会長、部会長代理選出 ○実施調査報告 ○審議会部会日程調整 (産業別資料説明) ◇新聞業 ◇自動車(新車)小売業 ◇各種商品小売業 ◇糖類製造業
11	9. 8 (大会議室)	火						2 回 14:00 15:30	(産業別) ○額の提示 ◇新聞業 (14:00～) ◇自動車(新車)小売業 (15:30～)
12	9. 9 (大会議室)	水						2 回 14:00 15:30	(産業別) ○額の提示 ◇各種商品小売業 (14:00～) ◇糖類製造業 (15:30～)
13	9. 11 (大会議室)	金						3 回 14:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇新聞業
	9. 11(金) ～28(月)							特定最賃 (新聞) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用)	
14	9. 14 (大会議室)	月						3 回 14:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇自動車(新車)小売業
	9. 14(月) ～9. 29(火)							特定最賃 (自動車) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用)	
15	9. 15 (大会議室)	火						3 回 14:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇各種商品小売業
	9. 15(火) ～9. 30(水)							特定最賃 (各種商品) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用)	
16	9. 16 (大会議室)	水						3 回 14:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇糖類製造業
	9. 16(水) ～10. 1(木)							特定最賃 (糖類) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用)	
17	9. 17. 18 (大会議室)	木 金						4 回 14:00～ 15:30～	(産業別) ○額の調整 (結審：予備日) 各業種
18	9. 24 (大会議室)	木	5 回 15:00		○(産業別) 額調整 ※専門部会で結審に至らなかった場合 (採決)				
	9. 24(木) ～10. 9(金)							特定最賃 (各業種) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示	

番 号	月 日	曜 日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		最低賃金専門部会	
			回数	（公 益 調 整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題
	9. 3. 8 (大会議室)	月	6 回 16:00		○令和8年度の審議会総括について ○令和9年度特賃（産別）最低賃金申出意向確認 ○最低賃金専門部会の廃止について ○その他				

令和8年度沖縄地方最低賃金審議会審議日程

6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
審議会開催日程																														
公示期間												第1回本審開催公示(26 日まで)																		
その他																														

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
審議会開催日程	第1回 本審		(予備日)																		第1回 専門部会	(予備日)	第2回専門部会(事業場視察)実施予定期間							・第2回 本審 ・第1回 運営小委 員会 ・第3回 専門部会	
																							上記日程において3事業場程度視察								
開催時間	15:00																					15:00									13:00～ 14:00～ 15:00～
公示期間	地質改正答諮問意見聴取公示(16日まで)												第2回本審開催公示(28日まで)																		中賃目安 伝達
	専門部会委員推薦公示(16日まで)																					第3回本審開催公示(4日まで)									
その他																															

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
審議会開催日程			・第4回 専門部会	(予備日)	・第5回 専門部会	(予備日)	・第2回 運営小 委員会 ・第6回 専門部会 ・第3回 本審			(予備日)		(予備日) ・第7回 専門部会 ・第4回 本審		(予備日) ・第8回 専門部会 ・第4回 本審			(予備日)		(予備日)						第5回 本審 (異議審) (予備) (8月7日 答申の 場合)	第5回 本審 (異議審) (予備) (8月10日 答申の 場合)		第5回 本審 (異議審) (予備) (8月12日 答申の 場合)			
開催時間			14:00～		14:00～		13:00～ 14:00～ 16:00～					14:00～ 16:00～													9:30～	9:30～		9:30～			
公示期間	第3回本審開催公示(4日まで)						地質改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申出)(24日まで)			特賃改正諮問意見聴取公示 及び 専門部会委員推薦公示(24日まで)																					
その他																															

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
審議会開催日程	第5回 本審 (異議審) (予備) (8月14日 答申の 場合)	第5回 本審 (異議審) (予備) (8月17日 答申の 場合)	・特定最 賃 第1回 産業別 専門部会 合同部会	第5回 本審 (異議審) (予備) (8月19日 答申の 場合)				特定 ①②③④ 第2回		(予備日)	・特定 ①②③④ 第3回 専門部会※12、13日除く						(予備日) ・特定 ①②③④ 第4回専門							第6回 本審 (採決の 場合)	第6回 本審 (予備日)				第6回 本審 (9月11日 答申の 場合)	第6回 本審 (9月14日 答申の 場合)		
開催時間	9:30～	9:30～	14:00～	9:30～				14:00～ 15:30～	14:00～ 15:30～	14:00～ 15:30～	14:00～			14:00～	14:00～	14:00～	14:00～ 15:30～	14:00～ 15:30～						15:00～	15:00～				9:30～	9:30～		
公示期間											特賃改正答申意見聴取公示 ・9/11 → 9/28 ・9/14 → 9/29 ・9/15 → 9/30 ・9/16 → 10/1						特賃改正答申意見聴取公示 ・9/17 → 10/2 ・9/18 → 10/5										特賃改正答申意見聴取公示 ・9/24 → 10/9 ・9/25 → 10/13					
その他																																

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
審議会 会議種別	第6回 本審 (9月15日 答申の 場合)	第6回 本審 (9月16日 答申の 場合)			第6回 本審 (9月17日 答申の 場合)	第6回 本審 (9月18日 答申の 場合)							第6回 本審 (9月24日 答申の 場合)	第6回 本審 (9月25日 答申の 場合)																	
開催時間	9:30～	9:30～			9:30～	9:30～							9:30～	9:30～																	
公示期間																															
その他																															

3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
審議会 会議種別								第6回 本審				(予備日)																			
開催時間								16:00～																							
公示期間																															
その他																															

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月7日(月)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月27日(火)		11月26日(木)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月28日(水)		11月27日(金)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月9日(月)		12月9日(水)

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月13日(火)		10月28日(水)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月30日(金)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月31日(土)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月1日(日)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月2日(月)		11月17日(火)		11月30日(月)		12月30日(水)
11月3日(火)		11月18日(水)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月4日(水)		11月19日(木)		12月2日(水)		1月1日(金)

生活保護と最低賃金との比較（沖縄県）

I 前提

○ 若年単身 → 生活保護基準では 18～19 歳・単身世帯

● 冬季加算地区 → VI 区

● 県内級地別人口 →

・ 1 級地－1 0 人

・ 1 級地－2 0 人

・ 2 級地－1 317,625 人

(那覇市)

・ 2 級地－2 0 人

・ 3 級地－1 708,999 人

(宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、宮古島市)

・ 3 級地－2 440,856 人

(上記を除く市町村数：計 32 市町村)

計 1,467,480 人

※令和 2 年国勢調査（人口等基本集計 第 1－1 表）による市町村別の人口

II 生活保護

(1) 生活扶助基準（令和 5 年度）

①第 1 類費＋第 2 類費（冬季加算を除く）

※第 1 類費、第 2 類費（合計額：円）

2 級地－1：72,430 円、3 級地－1：70,080 円、3 級地－2：67,740 円

第 1 類費及び第 2 類費の合計の人口加重平均を求めると、

 $(72,430 \text{ 円} \times 317,625 \text{ 人} + 70,080 \text{ 円} \times 708,999 \text{ 人} + 67,740 \text{ 円} \times 440,856 \text{ 人})$ $\div 1,467,480 \text{ 人}$ $= 69,885.6639 \text{ 円}$

②第 2 類費のうち冬季加算（1 か月平均）

沖縄においては、冬季加算地区区分 VI 区（2,630 円）に分類され、11 月から翌年 3 月までの 5 月間の計算となる。

以上より、第 2 類費のうち冬季加算（1 か月平均）

 $2,630 \text{ 円} \times 5 \div 12 = 1,095.8333 \text{ 円}$

③期末一時扶助費（1 か月平均）

級地別の期末一時扶助費（1 か月平均）

※期末一時扶助費

2 級地－1：12,880 円、3 級地－1：11,610 円、3 級地－2：10,970 円

級地別の期末一時扶助費（1 か月平均）は

2 級地－1 $12,880 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 1,073.3333 \text{ 円}$ 3 級地－1 $11,610 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 967.5 \text{ 円}$ 3 級地－2 $10,970 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 914.1666 \text{ 円}$

$$(1,073.3333 \text{ 円} \times 317,625 \text{ 人} + 967.5 \text{ 円} \times 708,999 \text{ 人} + 914.1666 \text{ 円} \times 440,856 \text{ 人}) \\ \div 1,467,480 \text{ 人} = \underline{974.3845 \text{ 円}}$$

生活扶助基準（第1類費＋第2類費（冬季加算込）＋期末一時扶助費（1か月平均））

$$= \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}$$

$$= 69,885.6639 \text{ 円} + 1,095.8333 \text{ 円} + 974.3845 \text{ 円} = \underline{71,955.8818 \text{ 円}}$$

（2）住宅扶助実績値（令和6年度）

単身被保護世帯数 → 那覇市： 9,007 世帯

沖縄県（那覇市を除く。）： 18,207 世帯

計 27,214 世帯

住宅扶助実績値 → 那覇市： 26,823.2 円

沖縄県（那覇市を除く。）： 22,477.8 円

※1 令和6年被保護者調査年次調査（個別調査）第3－10表により示される那覇市、沖縄県（那覇市を除く。）の単身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たり住宅扶助の値。

※2 上記の単身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。

$$(26,823.2 \text{ 円} \times 9,007 \text{ 世帯} + 22,477.8 \text{ 円} \times 18,207 \text{ 世帯}) \div 27,214 \text{ 世帯} \\ = \underline{23,915.9942 \text{ 円}}$$

（3）生活扶助基準＋住宅扶助実績値

以上、（1）、（2）より、

$$\text{生活扶助基準} + \text{住宅扶助実績値} = 71,955.8818 \text{ 円} + 23,915.9942 \text{ 円} \\ = \underline{95,871.8760 \text{ 円}}$$

Ⅲ 最低賃金との比較

時給 952 円（令和6年度沖縄県最低賃金額）で月 173.8 時間（週 40 時間）働いた場合の1か月の収入（手取額）は、

$$952 \text{ 円} \times 173.8 \text{ 時間} \times 0.824 = \underline{136,337.0624 \text{ 円}}$$

※ 0.824 は、時間額 952 円で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、

$$\text{生活保護} - \text{最低賃金（手取額）} = 95,871.8760 \text{ 円} - 136,337.0624 \text{ 円} \\ = \underline{\Delta 40,465.1864 \text{ 円}}$$

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

この差額を 173.8 時間で割って1時間当たりとし、0.824 で割って手取額から額面に換算すると、

$$\Delta 40,465.1864 \text{ 円} \div 173.8 \div 0.824 = \Delta 283 \text{ 円/時間（1円未満四捨五入）}$$

となる。

※これまでの計算について、Ⅲ 最低賃金との比較における1時間あたりの差額計算（1円未満四捨五入）を除き、小数点5位以下は表記していない。

沖縄県最低賃金改正状況の推移及び年度決定一覧

改定年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
改 正 の 諮 問			26.7.3	27.7.3	28.7.4	29.7.3	30.7.2	1.7.1	2.7.1	3.7.1	4.7.4	5.7.3	6.7.1	7.7.1
審 議 会 の 開 催 日			26.7.3	27.7.3	28.7.4	29.7.3	30.7.2	1.7.1	2.7.1	3.7.1	4.7.4	5.7.3	6.7.1	7.7.1
			26.8.5	27.8.6	28.8.1	29.8.1	30.8.1	1.8.1	2.8.3	3.7.30	4.7.29	5.7.31	6.7.31	7.7.30
			26.8.26	27.8.31	28.8.4	29.8.4	30.8.7	1.8.6	2.8.7	3.8.6	4.8.5	5.8.7	6.8.7	7.8.6
						29.8.22			2.8.25	3.8.12	4.8.10	5.8.14	6.8.13	7.8.26
専 門 部 会 の 開 催 日			26.7.17	27.7.16	28.7.20	29.7.21	30.7.20	1.7.19	2.7.20	3.7.21	4.7.21	5.7.20	6.7.22	7.7.18
			26.7.22	27.7.23	28.7.25	29.7.26	30.7.24	1.7.23	2.7.28	3.7.28	4.7.29	5.7.25	6.7.26	7.7.25
			26.7.24	27.7.24	28.7.27	29.7.27	30.7.26	1.7.24	2.7.29	3.7.30	4.8.3	5.7.27	6.7.31	7.7.30
			26.8.1	27.7.30	28.8.1	29.7.28	30.7.27	1.7.25	2.8.3	3.8.2	4.8.5	5.7.31	6.8.2	7.8.6
			26.8.5	27.8.6	28.8.2	29.8.1	30.8.1	1.8.1	2.8.5	3.8.4	4.8.9	5.8.3	6.8.5	7.8.8
			26.8.12	27.8.11	28.8.3	29.8.2	30.8.3	1.8.2	2.8.6	3.8.6	4.8.10	5.8.7	6.8.7	7.8.12
			26.8.19	28.8.13	28.8.4	29.8.3	30.8.6	1.8.5	2.8.7	3.8.11		5.8.9	6.8.9	7.8.14
			26.8.26			29.8.4	30.8.7	1.8.6		3.8.12		5.8.14	6.8.13	7.8.18
														7.8.20
												7.8.22		
													7.8.26	
答 申 日			26.8.26	27.8.13	28.8.4	29.8.4	30.8.7	1.8.6	2.8.7	3.8.12	4.8.10	5.8.14	6.8.13	7.8.26
発 効 日			26.10.24	27.10.9	28.10.1	29.10.1	30.10.3	1.10.3	2.10.3	3.10.8	4.10.6	5.10.8	6.10.9	7.12.1
最 低 賃 金 額	時 間 額 （円）		677	693	714	737	762	790	792	820	853	896	952	1023
	引 上 げ	額（円）	13	16	21	23	25	28	2	28	33	43	56	71
		率（％）	1.96%	2.36%	3.03%	3.22%	3.39%	3.67%	0.25%	3.54%	4.02%	5.04%	6.25%	7.46%
		影 響 率（％）		6.8	11.3	14.5	10.6	14.7	11.4	7.9	11.1	18.3	16.4	23.1

令和 8 年度 最低賃金未満率・影響率（地域別最低賃金）

令和 8 年度最低賃金に関する基礎調査結果より

地域別最低賃金 適用業種	未満率		備考 (R7年度影響率1,023円)
	R 8 (1,023円)	R 7 (952円)	
全業種（地域最賃対象産業）	2.6%	2.2%	29.4%
地域最賃適用の製造業	2.1%	2.4%	26.6%
食料品製造業	0.7%	3.4%	42.7%
木材・木製品・家具・装飾品製造業	20.0%	-	22.2%
出版・印刷・同関連産業	-	-	50.0%
窯業・土石製品製造業	-	0.7%	8.0%
機械・金属製品等製造業	-	-	7.3%
その他の製造業	5.0%	3.4%	23.3%
地域最賃適用の卸・小売業	1.6%	1.6%	38.8%
卸売業	1.3%	1.3%	12.8%
小売業	1.7%	1.7%	47.0%
地域最賃適用のサービス業	3.4%	2.6%	27.2%
飲食店	5.1%	2.4%	47.3%
洗濯・理容・浴場業	7.7%	6.2%	41.8%
旅館、その他の宿泊所	-	1.2%	46.3%
自動車整備業	7.4%	3.4%	17.3%
建物サービス業	-	11.1%	55.6%
警備業	-	-	-
医療業	3.9%	1.0%	12.9%
児童福祉業	0.9%	0.5%	7.8%
学術研究、専門・技術サービス業	4.0%	2.8%	9.4%
その他の生活関連サービス業、娯楽業	-	-	32.6%
サービス業（他に分類されないもの）	2.1%	12.6%	38.3%

令和8年度特定(産業別)最低賃金未満率・影響率

令和8年度最低賃金に関する基礎調査結果より

設定業種	令和8年度現行時間額		備考 (R7年度影響率1,023円)
	令和7年度決定額	未満率(令和8年度)	
新聞業	－	0.4%	0.3%
糖類製造業	－	1.3%	8.6%
各種商品小売業	－	－	7.9%
自動車(新車)小売業	－	0.7%	7.0%

- ※1 新聞業 879円(R4/11/17改定) 令和7年は改定がなく沖縄県最低賃金1,023円が適用
 ※2 糖類製造業 769円(H30/11/25改定) 令和7年は改定がなく沖縄県最低賃金1,023円が適用
 ※3 各種商品小売業 770円(H30/11/23改定) 令和7年は改定がなく沖縄県最低賃金1,023円が適用
 ※4 自動車(新車)小売業 770円(H30/11/18改定) 令和7年は改定がなく沖縄県最低賃金1,023円が適用

2026年7月16日

沖縄地方最低賃金審議会 御中

那覇市樋川2-6-7

樋川第一ビル305号

日本自治体労働組合総連合沖縄県事務所

書記次長 瑞慶覧 良太



沖縄県最低賃金の決定に係る意見

日本自治体労働組合総連合沖縄県事務所（以下、自治労連沖縄県事務所）は、全国一律1,700円以上の最低賃金を求め、以下に意見を述べる。

記

【趣旨】

最低賃金法が定める「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」に照らして、生計費を考慮しているとは言えず、また、現行の最低賃金では、労働者が「健康で文化的な最低限の生活を営む」ために必要な金額とは到底言えない。国政選挙でも5つの政党が最低賃金1500円を公約に掲げており、石破政権は、2020年代に全国平均1500円を公約として掲げてきた。6年前の沖縄県労連の最低生計費試算調査では25歳の単身平均で1652円が必要との結果であったが、その後、この4年連続の異常な物価高騰を考慮すれば沖縄でも1500円は待ったなしの課題となっている。

これを確実に実施させるためには沖縄県では99.9%を占める中小企業への支援が必要不可欠である。沖縄から貧困と格差をなくすために、労働者の最低賃金額を1,700円とするよう求めるとともに、それが実現できる中小企業支援を求めるものである。

【理由】

- 1 最低賃金法は、その第1条で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定めている。この目的の眼目は「賃金の低廉な労働者に、賃金の最低額を保障する」ことにある。

同法9条2項においては、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」と定められているが、法の目的に照らせば、労働者の生計費が最も重視されなければならない。

- 2 沖縄県労連が2020年に実施した最低生計費試算調査は那覇市在住25歳の単身男性で1,642円、女性1,662円の結果を得た。算出した金額は「8時間働いて普通に過ごすことができる」理論生計費である。2025年に1,023円と1,000円台を突破したとは言え、県労連が行った最低生計費試算調査結果からみて約62%に過ぎない。生活のあらゆる局面で我慢を強いられる金額となる。

さらに、2026年7月10日に記者会見を行った全労連の最低生計費調査では、「健康で文化的な生活をするためには、大都市と地方ではほとんど差はなく、どこでも1900円は必要」との結果を発表しました。

6年前の県労連の調査と比較して、必要な最低賃金は238～258円の賃金上げが必要なのと同時に、最新の全労連の最低生計費調査では、54%に過ぎないことが分かり、生活のあらゆる局面で我慢を強いられる金額となる。物価上昇を大きく超える最賃引き上げが切に望まれる。

これまでも県労連の大幅賃上げの主張に対し、経営者側からは雇用不安や経営困難に陥るとの主張をしてきたが、実際はどうであったか。2024年度の改定に当たり、徳島県は目安額50円を34円上回る84円の引上げを決定し、1時間当たり980円の最低賃金額となったが、同年2月に実施した徳島県弁護士連合会の徳島県調査において、雇用情勢、経営状況において大きな変化が見られず、これらの点においては、最低賃金の引上げによる弊害が生じていないことが確認されている。

また、最低賃金の国際比較ではアメリカのワシントン州では2,665円、オーストラリアは2,887円、イギリスでは2,656円となっており、フランスやドイツでも2,000円超えになります。日本でも最低賃金1,500円はもちろんのこと、1,700円そして2,000円早期に達成されるべきと考える。

- 3 2023年から地域間格差是正のためABCの3ランク制に変更されたが、東京と沖縄の格差は未だに200円以上ある。ランク付けは住む地域による差別であり、ランク付けがある限り最低賃金の大幅な引き上げの足かせとなる。

7月10日に全労連の記者会見の関連資料で使用された総務省統計局「令和7年住民基本台帳人口移動報告」と「令和7年10月1日現在人口推計」の資料より、東京や大阪などの最低賃金が高いところでの15歳～34歳の転入超過率がプラスに対して、沖縄を始め最低賃金が高いところは転入超過率はマイナスとなっている。これから分かることとして若い人材が最低賃金の高い大都市圏に流入していることである。

つまり、「最賃の格差が人口移動に影響を与え、地方の衰退につながっている」のである。

最低賃金に大きな格差がある中で、むしろ離島や僻地などインフラが整っていない地域、人口の少ない地域こそ生活が維持できる最低賃金の工夫が必要である。地方創生の観点からも現行の目安制度に代わる抜本的制度として、全国一律最低賃金制度の実現に向けて動き出すべきである。

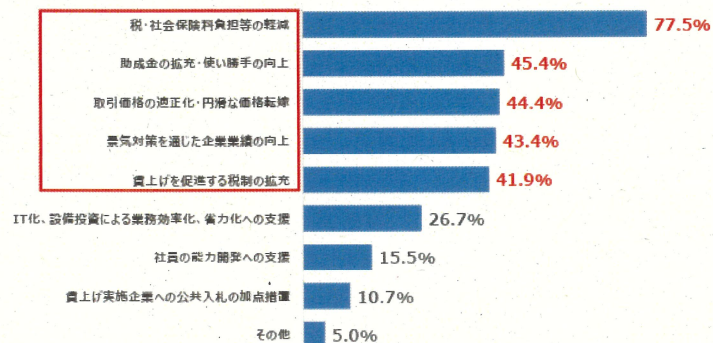
- 4 日本商工会議所が行っている「中小企業における最低賃金の影響に関する調査」の集計結果では、最低賃金引上げについて否定的な報告を行っている。しかし、特筆すべきは「最低賃金引上げの対応のために、政府等に求める支援」の結果である。

2. 最低賃金の政府目標
最低賃金の引上げへの対応のために、政府等に求める支援

(20)

- 最低賃金の引上げへの対応のために、政府等に求める支援については、「税・社会保険料負担等の軽減」が約8割（77.5%）と最多。
- 「助成金の拡充・使い勝手の向上（45.4%）」、「取引価格の適正化・円滑な価格転嫁（44.4%）」、「景気対策を通じた企業業績の向上（43.4%）」、「賃上げを促進する税制の拡充（41.9%）」が4割超で続く。

【全体集計，複数回答】 n=3,958



77.5%が「税・社会保険料負担等の軽減」と回答している。ついで、45.4%が「助成金の拡充・使い勝手の向上」、44.4%が「取引価格の適正

化・円滑な価格転嫁」と答えている。政府が行っている「IT化、設備投資による業務効率化、省力化への支援」は26.7%でありピントがずれている。これまで全労連・沖縄県労連が主張してきた、消費税や社会保険料負担等の減免は中小企業の求める対策として合致していることがわかる。

沖縄県としても中小企業支援として賃上げ企業へ融資支援や中小企業セーフティネット制度や正規雇用化支援などでの中小企業支援に取り組んでいる。

しかし、一自治体での取り組みには限界があり、中小企業支援は国の責任で行うことが必要である。

中小企業支援に必要な財源は、8兆円を超す防衛費の削減と大企業の内部留保に対する課税でまかなう。今こそ税金の基本原則である応能負担を行うことであり、1億円の壁といわれる、所得1億円を超えると企業の所得税が下がる大金持ちの優遇にメスを入れる必要がある。

早急に1700円以上の最低賃金を実現にするために、3桁の引上げを保障する抜本的な税制改革を求める。中央最低賃金審議会では昨年は63円を引き上げる目安を答申していて、仮に今年が目安が昨年と同じ目安になるのならまだまだ低すぎるのと中央最低賃金審議会には昨年を大きく上回る目安を求めるとともに、沖縄地方の最低賃金に責任を持つ貴審議会には議論を尽くして頂き、中小企業を守るためにも最低賃金を大幅に引き上げること、それが実現できる中小企業対策実施を政府にせまることを求める。経営か労働者かではなく、経営も労働者も守ることが今、切に求められている。

以上

2026年7月16日

沖縄地方最低賃金審議会 御中

那覇市奥武山町26-24

奥武山マンションビル201号

沖縄県労働組合総連合

議長 穴井 隆



沖縄県最低賃金の決定に係る意見

沖縄県労働組合総連合（以下、県労連）は、全国一律1,700円以上の最低賃金を求め、以下に意見を述べる。

記

【趣旨】

最低賃金法が定める「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」に照らして、生計費を考慮しているとは言えず、また、現行の最低賃金では、労働者が「健康で文化的な最低限の生活を営む」ために必要な金額とは到底言えない。

沖縄県では99.9%を占める中小企業への支援が必要不可欠である。沖縄から貧困と格差をなくすために、労働者の最低賃金額を1,700円とするよう求めるとともに、それが実現できる中小企業支援を求めるものである。

【理由】

- 1 最低賃金法は、その第1条で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定めている。この目的の眼目は「賃金の低廉な労働者に、賃金の最低額を保障する」ことにある。

同法9条2項においては、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」と定められているが、法の目的に照らせば、労働者の生計費が最も重視されなければならない。

- 2 県労連は、2020年に最低生計費試算調査を実施した。その結果、那覇市在住25歳の単身男性で1,642円、女性1,662円の結果を得た。算出した金額は「8時間働いて普通に過ごすことができる」理論生計費である。2025年に1,0

23円となったとは言え、生活のあらゆる局面で我慢を強いられている。物価上昇からすると1700円を超えることになる。物価上昇を大きく超える最賃引き上げが切に望まれる。

- 3 2023年から地域間格差是正のためABCの3ランク制に変更されたが、東京と沖縄の格差は未だに200円以上ある。ランク付けは住む地域による差別であり、ランク付けがある限り最低賃金の大幅な引き上げの足かせとなる。むしろ離島や僻地などインフラが整っていない地域、人口の少ない地域こそ生活が維持できる最低賃金の工夫が必要である。現行の目安制度に代わる抜本的制度として、全国一律最低賃金制度の実現に向けて動き出すべきである。
- 4 沖縄では、2025年12月からの発効となり2ヶ月も遅れた。全国でもそのような傾向があるが最賃法の主旨からすると発効日から30日を目安にすべきである。遅れれば遅れるほど労働者の不利益が増すばかりである。

中小企業支援に必要な財源は、8兆円を超す防衛費の削減と大企業の内部留保に対する課税でまかなう。今こそ税金の基本原則である応能負担を行うことであり、1億円の壁といわれる、所得1億円を超えると企業の所得税が下がる大金持ちの優遇にメスを入れる必要がある。早急に1700円以上の最低賃金を実現するために、3桁の引上げを保障する抜本的な税制改革を求める。沖縄地方の最低賃金に責任を持つ貴審議会には議論を尽くして頂き、中小企業を守るためにも最低賃金を大幅に引き上げること、それが実現できる中小企業対策実施を政府にせまることを求める。経営か労働者かではなく、経営も労働者も守ることが今、切に求められている。

以上

2026 年 7 月 6 日

沖 縄 労 働 局
局長 宮本 淳子 様

日本労働組合総連合会
沖縄県連合会(連合沖縄)
会 長 仲 宗 根 哲

2026 年度最低賃金行政に関する要請書

沖縄県の経済は、観光と個人消費の回復によりゆるやかに拡大する一方、県民生活に目を向けると、島しょ性という地理的特性による輸送コストの高さや、中東情勢に起因するエネルギーコスト上昇の影響により、物価水準は高く、県民の暮らしは依然厳しい状況が続いています。とりわけ、実質賃金の伸び悩みや生活必需品価格の上昇が県民生活に大きな影響を与えています。

日本の最低賃金は諸外国と比較して依然低位におかれています。日本全体としても低位にある中で、沖縄県は全国でも最も低い水準に位置しています。地方版政労使会議の議論や格差是正の観点から継続的に最低賃金を引き上げる必要があります。また、政府が掲げる「中小企業・小規模事業者の賃金向上5か年計画」の施策パッケージなどを踏まえ、最低賃金の大幅な引き上げに対応できる環境整備も不可欠であると認識しています。

以上の認識のもと、下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

I. 地域別最低賃金について

1. 労働の対価としてふさわしいナショナルミニмум水準に向けた最低賃金額の決定

- (1) 地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニмум水準への改善を目指した地域別最低賃金が決定されるよう努めること。
- (2) 中央最低賃金審議会における「目安に関する公益見解」について、近年、審議会委員の理解が得られない状況が続いている。全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や地方審議会における円滑な審議に重要な役割を果たしてきた目安制度の意義を再度認識した上で、公労使で地方審議会運営が図れるよう努めること。
- (3) 審議においてはデータに基づく議論を重視する観点で、審議委員から求められた場合、事務局は根拠となる資料を作成し、すみやかに審議会で提示するなど、建設的な議論が行われるよう環境整備を徹底すること。

2. 早期発効に向けて

早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益である。そのため、沖縄地方最低賃金審

議会への諮問、専門部会をはじめ最低賃金に関する各委員会の開催、および答申の日程設定においては、10月1日を基本として、早期の発効に最大限配慮すること。同時に、沖縄地方審議会委員に対しても、中央最低賃金審議会の審議や答申の内容について丁寧な説明とともに、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかられるよう働きかけること。

II.最低賃金の引き上げに向けた環境整備

1.労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」や2026年1月1日施行の「下請代金支払遅延等防止法（いわゆる取引適正化関連法）」の周知および実効性の担保に努めること。労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策のさらなる拡充や周知徹底について、本省や関係省庁と連携を図ること。

2.業務改善助成金の活用促進

業務改善助成金については、通常の事業の支払い能力を担保・向上させる観点で、安定的かつ十分な予算確保を本省に求めること。また、申請手続きの簡素化や周知徹底を図るなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。

III.特定（産業別）最低賃金について

1.特定（産業別）最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営

(1) 特定（産業別）最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。この意義・目的について、沖縄地方労働審議会や最低賃金審議会の委員に周知徹底すること。

(2) その上で、沖縄地方審議会において、公労使がその意義・目的を再認識し、新設や改定の必要性審議も含め、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けた審議会運営がなされるよう働きかけること。

2.適用労働者数の適切な把握

特定（産業別）最低賃金の適用労働者数を適切に把握すること。

IV.最低賃金の履行確保

1.監督行政の強化等

(1) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。

(2) 最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底を図ること。その際は、県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携を図ること。

(3) 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の

実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

2.最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直しについて

最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、国や関係機関、県及び地方自治体に対して指導を強化すること。

以 上

業務改善助成金の実績（最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策）

	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	執行額	
沖縄	87件 (128%)	82件 (152%)	317件 (364%)	220件 (268%)	419件 (132%)	354件 (161%)	5.1億円		
全国	7,264件 (144%)	5,672件 (147%)	19,764件 (272%)	13,603件 (240%)	21,783件 (110%)	18,601件 (139%)	233.6億円		

	令和 7 年度			令和 8 年度		
	申請受付 件数	交付決定 件数	執行額 (当初予算額)	申請受付 件数	交付決定 件数	(当初予算額)
沖縄	610件 (146%)	532件 (150%)	7.6億円			—
全国	27,674件 (127%) (一部暫定値)	18,515件 (99%) (一部暫定値)	270.9億円 (15億円)			(21億円)

※1 令和 4 年度、令和 5 年度は通常コースと特例コースの合計件数
※2 特例コースは令和 5 年 1 月 31 日で申請受付終了
※3 令和 8 年度は、令和 8 年 9 月 1 日からの受付となります。

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	
男	A	1,656	1,696	2.4	2.1	1,664	1,701	2.2	1.6	1,701	1,740	2.3	2.8	1,906	1,995	4.7	1.3	1,340	1,377	2.8	2.3	1,469	1,482	0.9	-0.3	1,691	1,738	2.8	2.3	1,773	1,774	0.1	2.8
	B	1,445	1,494	3.4	2.9	1,502	1,552	3.3	2.2	1,438	1,496	4.0	2.9	1,693	1,757	3.8	1.9	1,221	1,242	1.7	3.2	1,302	1,355	4.1	1.1	1,487	1,541	3.6	3.9	1,534	1,576	2.7	2.8
	C	1,343	1,388	3.4	3.0	1,367	1,403	2.6	2.8	1,349	1,397	3.6	2.7	1,647	1,686	2.4	1.1	1,137	1,172	3.1	4.4	1,227	1,270	3.5	2.2	1,369	1,423	3.9	3.3	1,440	1,483	3.0	3.2
男	計	1,517	1,562	3.0	2.5	1,550	1,594	2.8	2.0	1,528	1,578	3.3	2.8	1,796	1,870	4.1	1.4	1,256	1,285	2.3	3.0	1,362	1,397	2.6	0.6	1,554	1,605	3.3	3.1	1,618	1,644	1.6	2.9
	A	1,856	1,891	1.9	1.6	1,824	1,857	1.8	1.1	1,909	1,949	2.1	2.3	2,145	2,273	6.0	1.0	1,469	1,504	2.4	1.7	1,754	1,746	-0.5	-1.1	1,907	1,926	1.0	-0.3	1,941	1,912	-1.5	3.0
	B	1,631	1,681	3.1	1.8	1,681	1,721	2.4	1.6	1,637	1,708	4.3	2.4	1,984	2,049	3.3	0.4	1,319	1,357	2.9	2.7	1,442	1,495	3.7	-0.6	1,642	1,692	3.0	0.8	1,647	1,683	2.2	1.7
女	C	1,500	1,540	2.7	2.3	1,508	1,539	2.1	2.3	1,501	1,551	3.3	2.1	1,851	1,882	1.7	0.7	1,217	1,234	1.4	5.0	1,333	1,364	2.3	0.3	1,534	1,596	4.0	2.8	1,547	1,580	2.1	3.0
	計	1,707	1,750	2.5	1.8	1,720	1,757	2.2	1.4	1,728	1,783	3.2	2.3	2,050	2,143	4.5	0.7	1,372	1,406	2.5	2.6	1,566	1,590	1.5	-0.7	1,738	1,776	2.2	0.5	1,741	1,753	0.7	2.4
	A	1,511	1,554	2.8	2.6	1,367	1,414	3.4	2.3	1,516	1,557	2.7	3.3	1,713	1,763	2.9	1.3	1,269	1,309	3.2	2.5	1,308	1,344	2.8	0.4	1,653	1,704	3.1	2.8	1,580	1,609	1.8	2.8
女	B	1,315	1,363	3.7	3.8	1,219	1,279	4.9	3.4	1,277	1,325	3.8	3.6	1,478	1,534	3.8	3.4	1,179	1,192	1.1	3.5	1,236	1,288	4.2	2.5	1,463	1,517	3.7	4.4	1,338	1,393	4.1	4.6
	C	1,240	1,290	4.0	3.4	1,149	1,197	4.2	3.9	1,222	1,272	4.1	3.4	1,421	1,472	3.6	1.4	1,106	1,148	3.8	3.8	1,174	1,223	4.2	3.4	1,339	1,393	4.0	3.5	1,280	1,337	4.5	3.5
	計	1,383	1,429	3.3	3.2	1,265	1,319	4.3	3.0	1,360	1,406	3.4	3.4	1,591	1,645	3.4	2.1	1,202	1,228	2.2	3.2	1,257	1,302	3.6	1.7	1,523	1,576	3.5	3.6	1,441	1,485	3.1	3.6

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額				
	R 7年 6月	R 8年 6月	R 7年	R 8年	R 7年 6月	R 8年 6月	R 7年	R 8年	R 7年 6月	R 8年 6月	R 7年	R 8年	R 7年 6月	R 8年 6月	R 7年	R 8年	R 7年 6月	R 8年 6月	R 7年	R 8年	R 7年 6月	R 8年 6月	R 7年	R 8年	R 7年 6月	R 8年 6月	R 7年	R 8年	R 7年 6月	R 8年 6月			
一 般 パ ー ト 計	ランク																														R 7年		
	A	1,656	1,696	2.4	2.1	1,664	1,701	2.2	1.6	1,701	1,740	2.3	2.8	1,906	1,995	4.7	1.3	1,340	1,377	2.8	2.3	1,469	1,482	0.9	-0.3	1,691	1,738	2.8	2.3	1,773	1,774	0.1	2.8
	B	1,445	1,494	3.4	2.9	1,502	1,552	3.3	2.2	1,438	1,496	4.0	2.9	1,693	1,757	3.8	1.9	1,221	1,242	1.7	3.2	1,302	1,355	4.1	1.1	1,487	1,541	3.6	3.9	1,534	1,576	2.7	2.8
一 般	C	1,343	1,388	3.4	3.0	1,367	1,403	2.6	2.8	1,349	1,397	3.6	2.7	1,647	1,686	2.4	1.1	1,137	1,172	3.1	4.4	1,227	1,270	3.5	2.2	1,369	1,423	3.9	3.3	1,440	1,483	3.0	3.2
	計	1,517	1,562	3.0	2.5	1,550	1,594	2.8	2.0	1,528	1,578	3.3	2.8	1,796	1,870	4.1	1.4	1,256	1,285	2.3	3.0	1,362	1,397	2.6	0.6	1,554	1,605	3.3	3.1	1,618	1,644	1.6	2.9
		A	1,858	1,904	2.5	2.1	1,818	1,855	2.0	1.5	1,913	1,953	2.1	2.8	2,012	2,119	5.3	1.4	1,624	1,657	2.0	2.5	1,657	1,654	-0.2	-1.9	1,834	1,914	4.4	2.5	1,881	1,877	-0.2
一 般																																	
	B	1,597	1,653	3.5	2.5	1,601	1,652	3.2	2.1	1,619	1,685	4.1	2.7	1,768	1,839	4.0	1.5	1,415	1,474	4.2	2.5	1,429	1,492	4.4	0.3	1,560	1,616	3.6	4.0	1,642	1,675	2.0	2.5
	C	1,454	1,496	2.9	2.5	1,441	1,474	2.3	2.6	1,455	1,502	3.2	2.6	1,684	1,725	2.4	0.5	1,307	1,317	0.8	5.1	1,319	1,354	2.7	1.4	1,432	1,476	3.1	2.6	1,499	1,546	3.1	3.3
パ ー ト	計	1,681	1,731	3.0	2.3	1,665	1,709	2.6	1.9	1,711	1,764	3.1	2.8	1,882	1,968	4.6	1.4	1,485	1,523	2.6	2.9	1,507	1,540	2.2	-0.5	1,633	1,696	3.9	3.2	1,722	1,743	1.2	2.9
	A	1,367	1,397	2.2	2.1	1,241	1,280	3.1	1.8	1,340	1,378	2.8	2.7	1,467	1,483	1.1	0.2	1,241	1,280	3.1	2.2	1,258	1,289	2.5	3.3	1,566	1,583	1.1	2.2	1,413	1,435	1.6	-0.9
	B	1,223	1,262	3.2	3.5	1,185	1,231	3.9	2.8	1,170	1,216	3.9	3.5	1,419	1,460	2.9	3.4	1,164	1,174	0.9	3.6	1,161	1,202	3.5	2.8	1,386	1,437	3.7	3.8	1,255	1,320	5.2	3.3
パ ー ト																																	
	C	1,141	1,192	4.5	4.1	1,105	1,149	4.0	4.0	1,138	1,189	4.5	3.2	1,323	1,352	2.2	4.4	1,078	1,122	4.1	4.1	1,093	1,147	4.9	3.8	1,232	1,308	6.2	5.0	1,234	1,265	2.5	3.1
	計	1,273	1,310	2.9	2.9	1,201	1,243	3.5	2.5	1,230	1,275	3.7	3.1	1,438	1,465	1.9	1.6	1,182	1,208	2.2	3.1	1,194	1,233	3.3	3.0	1,458	1,495	2.5	3.1	1,311	1,354	3.3	2.1

(円、%)

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和7年6月と令和8年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	R7年 6月	R8年 6月	R7年	R8年	
ランク	A	1,659	1,709	3.0	2.9	1,670	1,717	2.8	2.4	1,700	1,750	2.9	2.8	1,917	2,001	4.4	2.2	1,338	1,380	3.1	2.9	1,467	1,492	1.7	3.7	1,698	1,755	3.4	3.2	1,774	1,813	2.2	3.8
計	B	1,451	1,504	3.7	3.4	1,511	1,567	3.7	2.9	1,453	1,504	3.5	3.4	1,702	1,766	3.8	3.4	1,203	1,248	3.7	3.9	1,304	1,355	3.9	2.4	1,495	1,558	4.2	4.3	1,543	1,585	2.7	3.0
	C	1,348	1,402	4.0	3.6	1,372	1,420	3.5	3.2	1,356	1,409	3.9	3.8	1,653	1,712	3.6	2.4	1,139	1,184	4.0	4.4	1,228	1,278	4.1	3.8	1,375	1,438	4.6	3.5	1,437	1,496	4.1	3.9
	計	1,522	1,573	3.4	3.2	1,558	1,609	3.3	2.7	1,536	1,586	3.3	3.2	1,806	1,879	4.0	2.7	1,246	1,290	3.5	3.5	1,362	1,402	2.9	3.2	1,561	1,622	3.9	3.8	1,623	1,665	2.6	3.5
男	A	1,861	1,909	2.6	2.7	1,834	1,878	2.4	2.1	1,904	1,956	2.7	2.7	2,161	2,254	4.3	2.2	1,467	1,503	2.5	3.5	1,749	1,757	0.5	3.0	1,904	1,959	2.9	1.8	1,945	1,978	1.7	3.7
	B	1,646	1,697	3.1	2.8	1,686	1,739	3.1	2.3	1,661	1,715	3.3	3.4	1,994	2,066	3.6	2.6	1,341	1,374	2.5	3.1	1,449	1,493	3.0	1.9	1,668	1,733	3.9	2.7	1,655	1,698	2.6	2.5
	C	1,507	1,557	3.3	3.4	1,510	1,552	2.8	2.7	1,520	1,568	3.2	3.5	1,859	1,912	2.9	2.0	1,222	1,253	2.5	3.9	1,329	1,381	3.9	3.9	1,542	1,619	5.0	3.7	1,534	1,593	3.8	3.8
計	計	1,716	1,766	2.9	2.8	1,727	1,775	2.8	2.3	1,739	1,792	3.0	3.0	2,063	2,143	3.9	2.4	1,380	1,414	2.5	3.4	1,564	1,593	1.9	2.6	1,750	1,812	3.5	2.5	1,744	1,786	2.4	3.2
	A	1,515	1,566	3.4	3.2	1,369	1,421	3.8	2.9	1,519	1,566	3.1	3.0	1,715	1,792	4.5	2.0	1,273	1,317	3.5	2.5	1,313	1,348	2.7	4.3	1,661	1,719	3.5	3.5	1,581	1,627	2.9	3.9
	B	1,314	1,369	4.2	4.0	1,225	1,286	5.0	3.9	1,284	1,332	3.7	3.4	1,483	1,541	3.9	4.2	1,144	1,195	4.5	4.3	1,235	1,288	4.3	2.8	1,467	1,529	4.2	4.6	1,348	1,387	2.9	4.2
女	C	1,243	1,300	4.6	3.8	1,153	1,210	4.9	3.9	1,222	1,278	4.6	4.0	1,423	1,489	4.6	3.1	1,107	1,157	4.5	4.7	1,178	1,227	4.2	3.7	1,346	1,406	4.5	3.4	1,288	1,346	4.5	4.1
	計	1,385	1,438	3.8	3.6	1,270	1,327	4.5	3.5	1,364	1,413	3.6	3.3	1,595	1,663	4.3	2.9	1,187	1,235	4.0	3.7	1,259	1,305	3.7	3.5	1,529	1,589	3.9	3.9	1,448	1,492	3.0	4.0
	A	1,859	1,917	3.1	3.0	1,822	1,869	2.6	2.3	1,911	1,965	2.8	2.9	2,024	2,117	4.6	2.7	1,610	1,653	2.7	3.3	1,635	1,657	1.3	3.5	1,842	1,925	4.5	3.2	1,887	1,926	2.1	4.0
一 般	B	1,607	1,663	3.5	3.3	1,610	1,669	3.7	2.6	1,640	1,689	3.0	3.4	1,780	1,851	4.0	3.3	1,429	1,469	2.8	3.5	1,435	1,489	3.8	2.1	1,563	1,633	4.5	4.6	1,648	1,689	2.5	3.1
	C	1,457	1,507	3.4	3.3	1,445	1,492	3.3	3.0	1,460	1,506	3.2	3.6	1,690	1,749	3.5	2.3	1,302	1,324	1.7	4.6	1,321	1,363	3.2	3.8	1,436	1,495	4.1	2.8	1,497	1,556	3.9	4.0
	計	1,686	1,741	3.3	3.2	1,672	1,725	3.2	2.5	1,721	1,771	2.9	3.2	1,894	1,975	4.3	2.9	1,482	1,520	2.6	3.6	1,502	1,541	2.6	2.9	1,638	1,710	4.4	3.7	1,726	1,768	2.4	3.6
パ ー ト	A	1,368	1,408	2.9	2.7	1,232	1,279	3.8	2.5	1,342	1,385	3.2	2.5	1,461	1,510	3.4	-1.4	1,244	1,285	3.3	2.6	1,270	1,299	2.3	4.4	1,569	1,603	2.2	3.3	1,406	1,445	2.8	2.8
	B	1,217	1,266	4.0	3.6	1,190	1,234	3.7	3.8	1,176	1,230	4.6	3.3	1,420	1,457	2.6	4.0	1,126	1,174	4.3	4.1	1,157	1,203	4.0	3.2	1,397	1,448	3.7	4.0	1,259	1,301	3.3	2.9
	C	1,142	1,204	5.4	4.4	1,104	1,155	4.6	4.0	1,141	1,209	6.0	4.1	1,323	1,381	4.4	3.7	1,080	1,132	4.8	4.3	1,095	1,156	5.6	3.9	1,240	1,310	5.6	5.1	1,219	1,279	4.9	3.8
計	1,271	1,318	3.7	3.4	1,199	1,245	3.8	3.3	1,235	1,286	4.1	3.1	1,435	1,480	3.1	1.1	1,165	1,211	3.9	3.5	1,197	1,238	3.4	3.8	1,465	1,510	3.1	3.8	1,310	1,353	3.3	2.9	

（資料注）第4表①、②の集計労働者33,528人のうち、本表の集計対象となる令和7年6月と令和8年6月の両方に在籍していた労働者は27,828人（83.0%）。

令和 8 年 7 月 23 日（木）15:00～
於 厚生労働省 省議室（9 階）

第 4 回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 等について

以上

令和 8 年 7 月 21 日に、日本成長戦略
及び経済財政運営と改革の基本方針
2026 が閣議決定されました。令和 8 年
度地域別最低賃金額改定の目安につい
て、これらに配慮した、貴会の調査審
議をお願い申し上げます。

令和 8 年 7 月 23 日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

日本成長戦略
(令和8年7月21日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

1. 「強い経済」の構築による、強く豊かな日本列島の実現

2. 国内投資を全国に拡げていくための8つの分野横断的な課題への対応

17の戦略分野で先陣が切られる官民連携での国内投資を日本全国に拡（ひろ）げ、日本経済の更なる成長につなげていくためには、「官民投資ロードマップ」や「地域未来戦略」の策定過程で抽出された投資のボトルネックとなり得る課題に対し、分野横断的に対応し、国内投資促進の環境整備を図っていく必要がある。

まず、投資を引き出すためには、長期的な成長に向けた企業の資源配分戦略の変容を促すだけでなく、地政学リスクやサプライチェーンリスクを含む不確実性への対応や、安全なサイバー空間の確保、インフラ不足への対応、ローカル産業の生産性向上など、投資収益に対する企業の予見可能性を高め、競争力を強化していくことが必要である。

また、「強い経済」の基盤となる科学技術力を強化するため、イノベーションを通じた経済成長や国際的地位の確保を達成する「新技術立国」を進めていかなければならない。特に、先端技術の開発と社会実装の主要な担い手であるスタートアップについて、生み出し、育て、その技術を実装するためのエコシステムの構築に政府が一歩前に出て取り組む必要がある。

一方で、投資を実際に行うには、資金と人材が欠かせない。金融を通じ、成長投資を可能とするリスクマネーの供給を強化し、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つ。くわえて、17の戦略分野やそれを支えるエッセンシャルサービスの担い手を育成するとともに、働く方一人ひとりが生き生きと活躍できるよう、本人の希望に応じた労働移動の円滑化や、心身の健康維持と本人の選択を前提とした柔軟で多様な働き方を実現し、多様な人材の労働参加を促進していく。とりわけ、戦略分野等における女性活躍は重要であり、女性を含め多様な人材がライフイベントによりキャリアを諦めることのないよう、家事等の負担軽減にも取り組まなければならない。

くわえて、国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる「投資と賃上げの好循環」を加速させるためにも、変化に挑む中堅・中小企業の稼ぐ力を強化していく必要がある。

需給ギャップは0%近傍となったが、景気は十分に強くなく、地方や中小企業まで景気回復の実感はまだ広がっていない。成長の果実が一部の高所得層や大企業、都市部に偏ることなく、中低所得者、中小企業、地方にまで広く行き渡るよう、国内投資を全国に拡げ、地域の産業・雇用・所得を底上げしなければならない。「8つの分野横断的な課題」への対応策は、インフラ整備、地域

金融力の強化、人材の確保・育成など、「地域未来戦略」を進める上での課題への対応策ともなり、こうした施策が地域で展開されることで、投資環境が整備され、日本全国に投資が拡大していくこととなる。

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

7. 賃上げ環境整備

(1) 現状と課題

春季労使交渉での賃上げ率は3年連続で5%台の高水準だが、物価高騰による不確実性が続く中、実質賃金のプラス定着が課題である。

中小企業は雇用の7割、付加価値の5割を占める日本経済の屋台骨であり、中小企業の成長こそ日本の成長である。賃上げと成長投資の好循環を生み出すことで地域の消費を喚起し、そして次の投資へとつながるメカニズムを早急に構築する必要がある。また、中小企業は、地域経済を牽引し、17の戦略分野を始めとした成長産業のサプライチェーンを支える基盤的な存在でもあり、「地域未来戦略」で形成される産業クラスターにおいても中小企業が連携していくことが必要である。こうした視点を踏まえ、政策スキームは、中小企業経営者の目線に立ったものとする。一方で、今般の中東情勢やそれによる原油価格高騰などにより、中小企業の賃上げへの影響が懸念される中、不確実性への不安を払拭し、賃上げを持続させるため、全国の中小企業の「稼ぐ力」の強化が不可欠である。

(2) 対応の方向性

①対応の方向性

国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる、「投資と賃上げの好循環」を加速させる。そのために、17の戦略分野への投資やサプライチェーンへの参入や、地方を出発点としたA×に取り組み、変化に挑む中堅・中小企業の「稼ぐ力」を強化していく必要がある。地政学リスクの高まりや大幅な物価高等のこれまでにない厳しい経営環境の中で、こうした中堅・中小企業の経営者が予見可能性を確保し、「投資と賃上げの好循環」を実現できるよう、政府は、賃上げの責任を事業者に丸投げせず、中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化を強力に後押ししていく。「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す。

なお、労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を

惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点であることに留意しなければならない。

②目標（KPI）

- ・2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。
- ・中小企業の労働生産性¹（「稼ぐ力」）を2030年度までの5年間で15%増加させる。

③講ずべき施策パッケージ

i) 「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の実行

労働供給制約社会では、人も中小企業も数より質であり、日本経済の供給力強化のため、「強い中小企業」を作る必要がある。現状維持ではなく、事業再構築・生産性向上・事業再編等に取り組む中堅・中小企業を徹底的に支援し、必要な連携と再編を促すことで、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を目指すべく、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」に基づき、以下の施策を実行する。

（価格転嫁・取引適正化の更なる徹底）

2026年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図る。また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図る。さらに、ii)に記載の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の実行等を進める。

（成長志向の企業や生産性向上への支援強化）

成長志向の強い中小企業への支援策を強化するとともに、より多くの地域企業を成長志向に向かわせるメカニズムを構築する。現場現業型でスピード感があり、AI活用による成長余地の大きい地域の中小企業のAXを推進し、抜本

¹ 労働者1人当たりの付加価値額。直近（2023年度）では、中規模企業578.5万円、小規模企業503.3万円。

的な経営改革を実現するため、補助事業や伴走支援に加え、地域ごとの支援者等のネットワーク作りを行う。

○日本経済を担う成長志向企業創出のエコシステム構築

売上高100億円の中小企業の創出メカニズム強化のための、成長投資支援の強化や経営者ネットワークの全国展開等のソフトインフラ整備を行うとともに、成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズム（売上高1～10億円の企業と小規模事業者が対象）の構築や、ローカル・ゼブラ企業を育成するための地域のステークホルダーとの連携体制の構築などに取り組む。

創業後の事業成長に向けて、創業時からのA I活用等の経営力向上、政策金融等による成長支援、これらを支える地域ごとの支援者ネットワークの構築に取り組む。

中小企業において特に深刻化する人手不足に対応するため、働き手が事情に応じて多様な働き方を選択できる働き方改革を前提として、今こそ、「働くことの価値」の重要性を再認識すべきである。そのため、5.（2）③iii）に記載の「柔軟で多様な働き方の実現に向けた労働時間法制等」への政策対応を進めるとともに、経営者においても人材マネジメントに関する取組が各地で広がっていくための仕組みを検討し、各事業者が実践できるようにする。

特に17の戦略分野について、イノベーションへの投資や、新事業進出、新製品・サービス開発等に向けた支援の中で重点的に支援するほか、輸出に挑戦する事業者への支援を強化する。

さらに、中小企業の成長局面での資金需要に対応するため、民間金融機関と信用保証協会の責任共有割合や保証限度額に係る新たな仕組みの設計や、日本政策金融公庫等と民間金融機関との協調による成長資金の供給を推進する。

○持続的発展及び賃上げを目指す小規模事業者の支援

小規模事業者の経営管理能力の高度化のため、商工会・商工会議所等において、経営指導員等によるプッシュ型の働き掛けや経営計画等の策定支援を通じて経営リテラシーの向上を図り、地域のエッセンシャルサービスを支えるための体制強化を図る。

○抜本的な経営改革を目指すA X・デジタル化・省力化の推進

地方公共団体・金融機関・高専等と連携し、A Iの導入意欲のある中小企業とA Iサービス提供者、支援者の地域ネットワーク作りを行い、抜本的な経営改革を目指す。また、デジタル化・省力化・賃上げ等の手法を指南し、中小企業の自主的な変革を後押しする生成A Iツールの作成と社会実装に取り組むほ

か、iii) に記載の「「省力化投資促進プラン」の着実な実行」を進める。

(M&A・事業承継等の事業再編の推進)

経営者交代や経営資源の集約等による経営改革を通じて成長を実現するために、M&A・事業承継、成長型再生を促進する事業環境整備を行う。

中小M&Aを支援する個人・機関双方での規律向上を図るべく、個人に対する資格制度の創設と、M&A支援機関登録制度の信頼性向上に向けた法制化の検討を行う。また、地域金融機関を始めとする支援機関や地方公共団体等と連携し、事業承継・引継ぎ支援センターを中心とした各地の持続可能な事業承継の支援体制を構築する。くわえて、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業に対し、事業承継税制も含めた措置を検討するとともに、後継者の経営能力を高めるための実践的な育成プログラムを開発する。また、今後新たにM&Aに挑戦する経営者に対してはM&Aの検討に資する情報発信やPMI²に関する普及啓発を行う。

また、モニタリング強化型特別保証³の活用促進や、3. (2) ③ i) に記載の「地域金融力の強化」等の取組を通じて地域金融機関等による予兆管理やM&A・事業承継・事業再生等の事業再編等に向けた伴走支援体制の強化を図るとともに、2026年度中を目途に再生M&Aの実務を円滑に進めるためのガイドラインの作成を行う。

(賃上げの促進)

中小企業の生産性向上に係る補助金について、足元の賃上げ状況も審査・評価する仕組みに見直すことで、早期の賃上げを促すとともに、積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制も含めた効果的な措置を検討する。

(経営改革等のための伴走支援体制の強化等)

賃上げや、経営管理能力の高度化、経営改革の実現に向けた地方公共団体・商工会や商工会議所等の地域の支援機関・金融機関等によるプッシュ型の働き掛け・伴走支援体制の強化と、地方公共団体向け補助金・交付金を活用した伴走支援モデル事業の創出・横展開に取り組む。

² M&A 前後の事業統合 (Post Merger Integration)。

³ 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者が活用できる保証制度。

ii) 「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」⁴の実行等

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で定められている低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用などの措置について着実に取り組むとともに、このうち、特に取り組むべき措置⁵が国等（地方支分部局、独立行政法人、国立大学法人を含む。）・地方公共団体において2027年度末までに100%実施されるよう、フォローアップを徹底するほか、労務費や原材料費、エネルギーコスト等の上昇を踏まえて官公需の単価・予算を見直す。

また、低入札価格調査制度等の基準については、業種ごとに各種法令を遵守できる適正な率に見直す。同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

ビルメンテナンス業、警備業等に関する契約については、適切な価格転嫁を推進するため、見直し後の調査・価格基準の適用の徹底を図るほか、地方支分部局等を含めて、総合評価落札方式の適用拡大等を推進する。印刷業については、費用の積算等の作成時に活用可能な基準を定め、各省庁及び地方公共団体に周知徹底し、その実行を確保する。

地方公共団体が官公需の価格転嫁を進められるよう、物価上昇等を踏まえて地方財政計画の歳出を増額するとともに、地方公共団体の価格転嫁に関する取組状況について、普通交付税の算定に反映する。また、予算の積算及び執行における物価上昇等の反映状況を含めた価格転嫁の取組状況について、地方公共団体からの報告・状況共有等により継続的に把握するモニタリングの仕組みを構築する。その上で、その状況が芳しくない地方公共団体に対し個別に改善指導を実施し、改善が具体的に確認されるまでフォローアップを行うほか、改善事例の横展開を図る。

また、国の補助事業について、物価上昇下において事業の執行主体が必要なコストを適切に確保できず、事業の質の確保に支障が生じることのないよう、単価の見直しを図る。くわえて、事業や事業主体は様々であることから、補助事業の設計においても、一律・硬直的なものではなく、事業の管理面にも配慮しつつ、実施の難易度や質に応じた柔軟な設計を検討する。

⁴ 2026年4月6日賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

⁵ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記、知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮、発注に当たって作成する予定価格への最新の実勢価格の反映、入札を実施する際の低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用等。

iii) 「省力化投資促進プラン」の着実な実行

「省力化投資促進プラン⁶」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ⁷、各都道府県の生産性向上支援センター⁸等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組む。

特に、生活衛生関係営業（飲食業、宿泊業、理美容業、クリーニング業等）については、賃上げ及び生産性向上に向けた都道府県生活衛生営業指導センター等による伴走支援や業種ごとの自主的な取組を推進する。

iv) 同一労働同一賃金の更なる徹底

正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消等を図るため、新たに、家族手当、住宅手当等に関する考え方を明確化する改正を行った「同一労働同一賃金ガイドライン」を2026年10月から適用し、都道府県労働局による報告徴収等を通じ、現場における同一労働同一賃金の履行確保に取り組む。

v) 実質賃金/最低賃金の引上げへの対応

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

これらの目標に向け、特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者における賃上げ環境の整備を図るため、i)に記載の「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、ii)に記載の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、iii)に記載の「省力化投資促進プラン」等に基づく取組を強力に進めるとともに、交付金等を活用した都道府

⁶ 飲食業、宿泊業、小売業、理容業・美容業・クリーニング業・冠婚葬祭業、自動車整備業・ビルメンテナンス業・警備業、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業が対象。

⁷ 省力化・生産性向上の取組に資する業種ごとの事例やツールを提供する、中小機構運営のウェブサイト。

⁸ 中小企業庁が各都道府県に設置しているよろず支援拠点に設けられた、生産性向上の伴走支援を行う組織。

県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」の記載も踏まえて対応する。

vi) 医療・介護・保育・福祉等における人材確保と賃上げの対応

令和７年度補正予算による医療・介護等支援パッケージや、令和８年度診療報酬改定、介護・障害福祉サービス等報酬改定による賃上げ措置、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を着実に実施するとともに、今後の経済・物価動向等も踏まえつつ、2027年度以降も医療・介護・保育・福祉等分野の現場職員の他職種と遜色のない処遇改善を推進する。あわせて、必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

経済財政運営と改革の基本方針 2026
(令和8年7月21日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(1) 「日本成長戦略」の推進

「成長戦略」を強力に推進する。同戦略に盛り込まれた全ての具体的施策を着実に実行に移し、大胆な官民投資を実現する。

(分野横断的課題への一体的取組)

17の戦略分野における官民投資を真に実効性あるものとし、その成果を日本全国・全産業へと広く波及させていくため、官民双方の行動変容による国内投資の推進に資する基盤整備を総合的・一体的に推進する。

そのため、「成長戦略」に記載した8つの分野横断的課題⁹へ対応するための施策パッケージ¹⁰を着実に実行していく。具体的には、①官民双方の行動変容による国内投資推進のための基盤の整備、②サプライチェーン強靱化と国際連携、③グローバル産業の競争力強化とローカル産業の生産性向上、④スタートアップの技術力も取り込んだイノベーション力の強化、⑤成長投資を支えるリスクマネーの供給強化と金融機能の高度化、⑥現場・専門人材の確保・育成、労働市場改革、家事等の負担軽減を通じた多様な人材の活躍環境の整備、⑦投資と賃上げの好循環を創出する賃上げ環境整備¹¹、⑧安全なサイバー空間の確保のためのサイバーセキュリティ強化、といった課題への対応を着実に進めていく。

(3) 強い地域経済の構築

⁹ 新技術立国・競争力強化、スタートアップ、金融を通じた潜在力の解放、人材育成、労働市場改革、家事等の負担軽減、賃上げ環境整備、サイバーセキュリティの8つ。

¹⁰ 例えば、「スタートアップ総力創出パッケージ」、「成長投資を促進するための金融戦略」、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」など。

¹¹ 「成長戦略」においては、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す」旨が記載されていることに留意する。

（賃上げ環境整備）

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（骨太方針2025¹²）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」¹³に基づき、100億企業や中堅企業から売上高1～10億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」¹⁴を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」¹⁵により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。

また、交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、骨太方針2025の記載も踏まえて対応する。

¹² 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定）。

¹³ 令和8年6月24日に、中小企業庁が策定・公表。

¹⁴ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）等において策定。

¹⁵ 令和8年4月6日、賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ。

令和8年7月27日（月）10:00～
於 厚生労働省 省議室（9階）

第5回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

参考資料 No.1 委員からの追加要望資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No.2 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No.3 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

以上



委員からの追加要望資料（更新部分のみ抜粋）

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

	ウェイト (1万分比)	2025年						2026年						2025年7月～ 2026年6月 平均
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.6	3.1	3.4	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.4

	ウェイト (1万分比)	2025年						2026年						2025年7月～ 2026年6月 平均
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
頻繁に購入	1,215	3.9	4.5	4.5	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.9
1 か月に1 回程度購入	1,136	3.9	0.9	5.0	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.6
基礎的支出項目	5,121	4.2	3.5	4.0	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.6
食料	2,626	7.6	7.2	6.7	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	5.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注 1 「頻繁に購入」、「1 か月に1 回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1 か月に1 回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注 2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
- 注 3 支出弾力性とは、消費支出総額が1 %変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
- 注 4 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注 4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

2025年7月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年7月以降、全国では1.4%～3.6%で推移し、2025年7月～2026年6月平均の対前年同期の上昇率は2.4%となっている。

	2025年						2026年						2025年7月～ 2026年6月 平均	(単位：%)
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
全 国		3.6	3.1	3.4	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.4
	Aランク	3.6	3.1	3.4	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	2.4
	Bランク	3.3	3.0	3.2	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	1.9	2.3
	Cランク	3.6	3.1	3.5	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	1.8	2.4

資料出所

総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

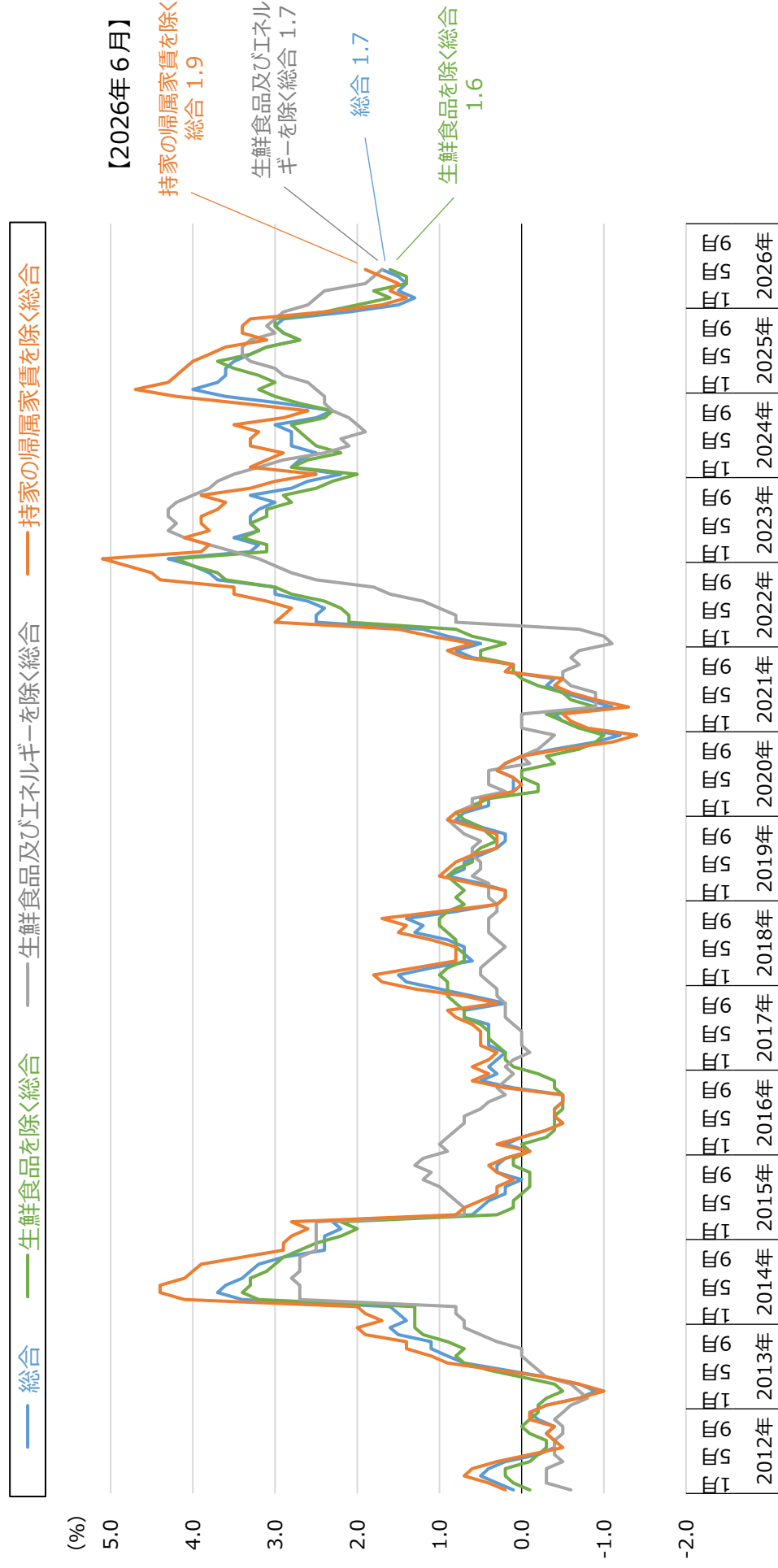
足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

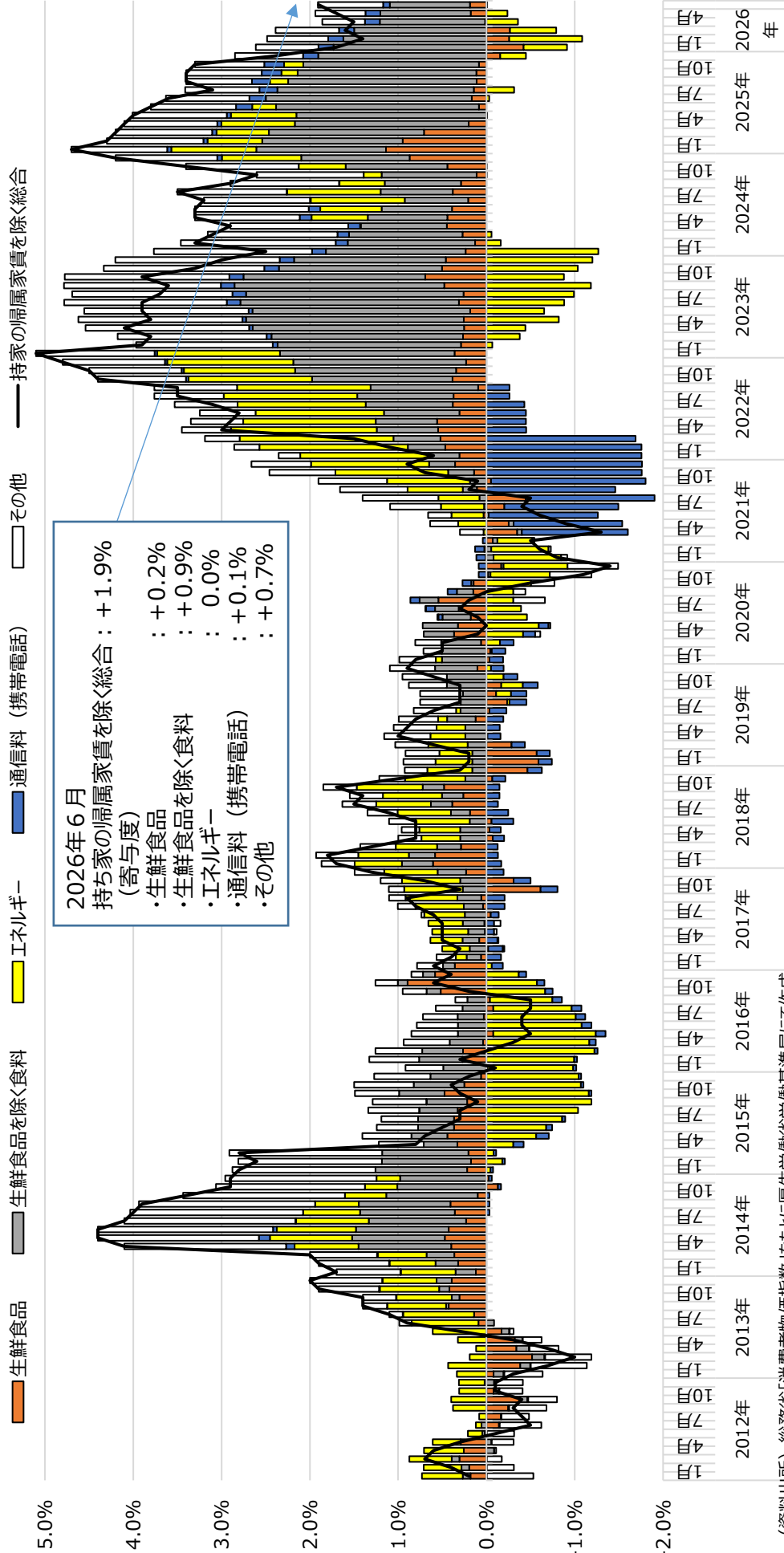
○ 2026年6月の消費者物価指数の「総合」は+1.7%、「生鮮食品を除く総合」は+1.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+1.7%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+1.9%となっている（いずれも対前年同月比）。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の 主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2026年6月に+1.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

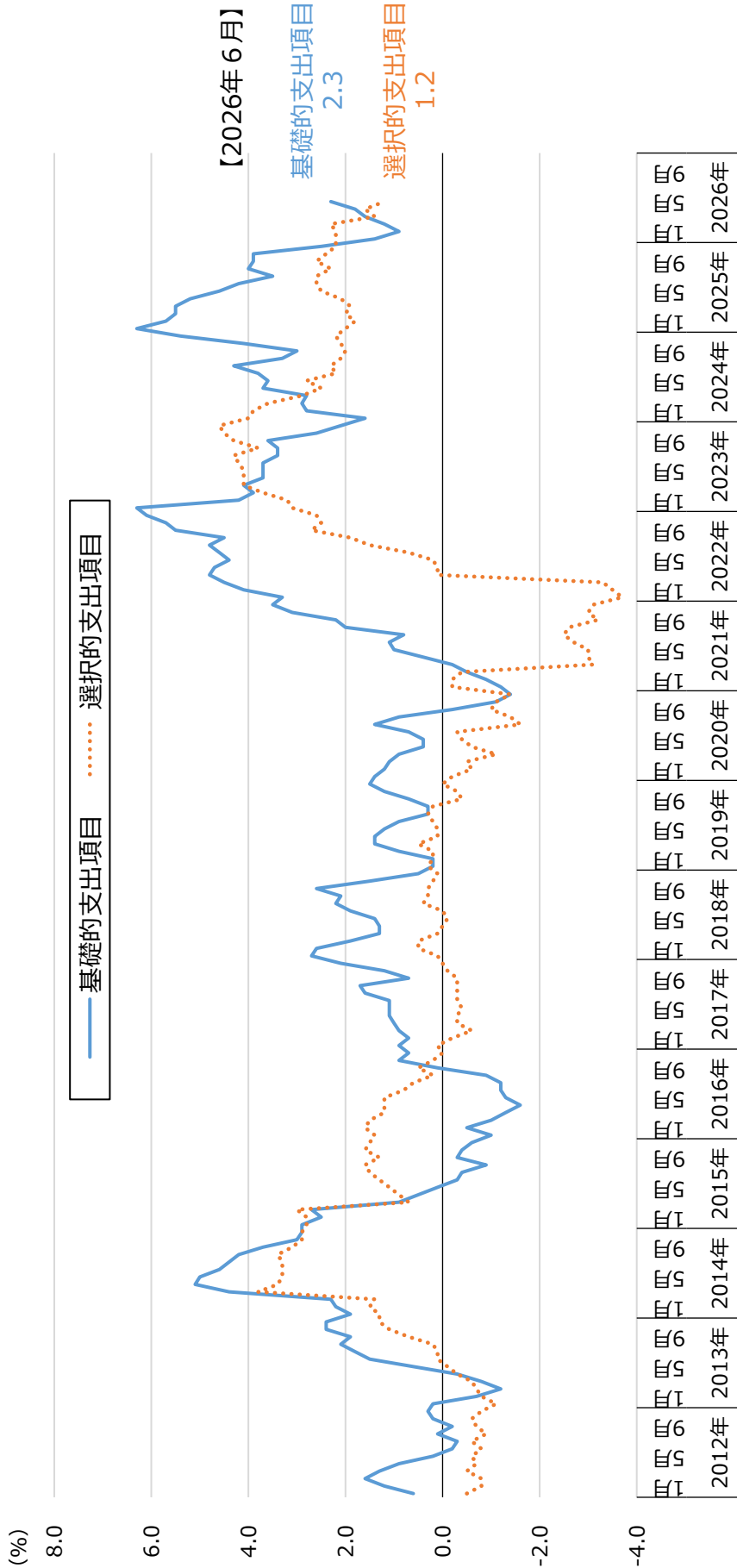
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト／持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年6月では、「基礎的支出項目」は+2.3%、「選択的支出項目」は+1.2%となっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

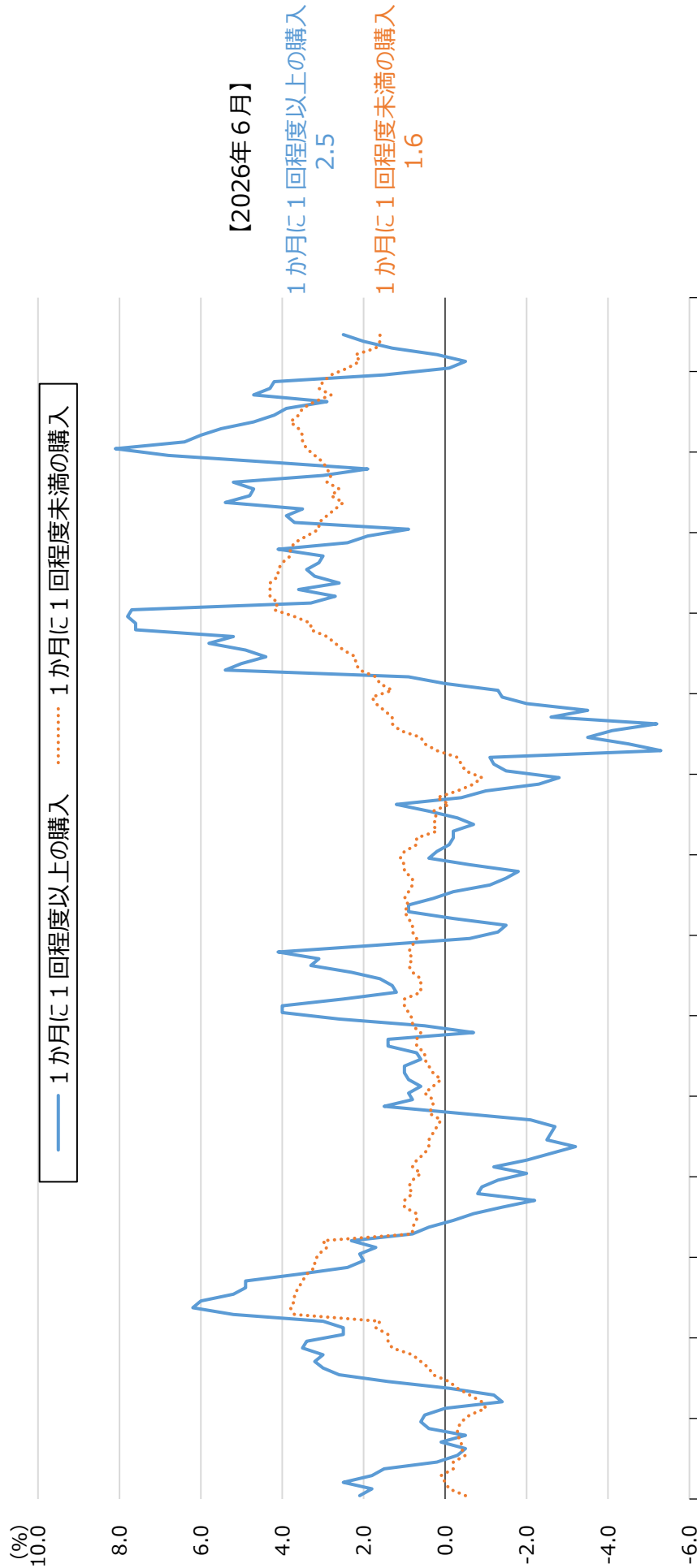
選択的支出項目（贅沢品のなもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2026年6月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+2.5%、「1か月に1回程度未満の購入」は+1.6%となっている。



	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
総指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 か月に1回程度以上の購入	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 か月に1回程度未満の購入	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。
「1か月に1回程度以上の購入する品目」は、年間購入頻度9.0回以上の品目、「1か月に1回程度未満購入する品目」は、年間購入頻度9.0回未満の品目が分類される。

2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

2025年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2025年10月以降、全国では1.4%～3.4%で推移し、2025年10月～2026年6月平均の上昇率は2.1%となっている。

	2025年			2026年						2025年10月～ 2026年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1
	3.2	3.2	2.4	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	2.1
	3.3	3.2	2.3	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	1.9	2.0
Cランク	3.5	3.4	2.4	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	1.8	2.1

資料出所

総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数の対前年上昇率の推移

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						(単位：％)	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
持家の帰属家賃を除く総合	8,420	3.4	3.3	2.4	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1	3.9

	ウェイト (1万分比)	2025年			2026年						(単位：％)	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	2025年10月～ 2026年6月 平均	2024年10月～ 2025年6月 平均
頻繁に購入	1,215	3.4	3.1	0.9	-1.3	-0.6	0.5	0.5	1.5	2.7	1.2	4.2
1 か月に1 回程度購入	1,136	5.3	5.5	2.1	1.3	-0.3	-0.2	2.3	2.7	2.4	2.3	6.7
基礎的支出項目	5,121	3.9	3.9	2.5	1.4	0.9	1.2	1.6	1.8	2.3	2.2	5.0
食料	2,626	6.4	6.1	5.1	3.9	4.0	3.6	3.5	3.5	3.2	4.3	6.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 注1 「頻繁に購入」、「1 か月に1 回程度購入」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する各品目を年間購入頻度別の階級に区分したものの一つ。「頻繁に購入する品目」は年間購入頻度15.0回以上、「1 か月に1 回程度購入する品目」は年間購入頻度9.0回以上15.0回未満の品目が分類される。
- 注2 「基礎的支出項目」は、「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を構成する品目を「支出弾力性」により分類したときの、支出弾力性1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。なお、支出弾力性1.00以上の支出項目は「選択的支出項目」であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
- 注3 支出弾力性とは、消費支出総額が1 %変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
- 注4 「食料」は、総合指数を構成する各品目を10大費目に分類したときの費目の一つ。
- 注4 平均上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

○ ガソリンの暫定税率廃止や各種政策は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

		2026年					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
エネルギー (当月分) (前年剥落分)		-0.08	-0.32	-0.47	-1.08	-0.93	-0.74
		(-0.35)	(-0.94)	(-0.96)	(-1.32)	(-0.98)	(-0.87)
		(+0.27)	(+0.61)	(+0.49)	(+0.24)	(+0.05)	(+0.13)
電気代 (当月分) (前年剥落分)		-	-0.22	-0.22	-0.02	-	-
		-	(-0.49)	(-0.49)	(-0.16)	-	-
		-	(+0.27)	(+0.27)	(+0.14)	-	-
都市ガス代 (当月分) (前年剥落分)		-	-0.04	-0.04	0.00	-	-
		-	(-0.09)	(-0.09)	(-0.03)	-	-
		-	(+0.05)	(+0.05)	(+0.02)	-	-
灯油 (当月分) (前年剥落分)		+0.05	+0.05	+0.02	-0.19	-0.16	-0.12
		(-0.02)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.21)	(-0.17)	(-0.14)
		(+0.07)	(+0.07)	(+0.04)	(+0.02)	(+0.01)	(+0.02)
ガソリン (当月分) (前年剥落分)		-0.13	-0.12	-0.23	-0.87	-0.77	-0.62
		(-0.33)	(-0.34)	(-0.36)	(-0.92)	(-0.81)	(-0.73)
		(+0.20)	(+0.22)	(+0.12)	(+0.05)	(+0.04)	(+0.11)

資料出所 総務省「消費者物価指数」



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)			国内企業物価指数			賃金(現金給与総額)指数、パート比率							
									調査産業計				製造業			
	新規	有効	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	指数 (2020年=100)	前期比 (%)	名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率	名目指数 (2020年=100)	前期比 (%)	実質指数 (2020年=100)	前期比 (%)	パート 比率
2016 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.8	2.4	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.86	109.3	3.0	99.4	△ 0.1	12.95
2025 年	2.20	1.22	114.0	3.7	126.7	3.2	111.7	2.3	98.0	△ 1.3	31.31	113.9	4.2	99.9	0.5	13.00
2025 年 1～3月	2.29	1.25	113.0	1.0	125.8	1.0	107.2	0.0	94.8	△ 1.3	31.53	110.5	0.9	97.7	△ 0.4	13.19
4～6月	2.21	1.23	113.7	0.6	126.5	0.6	108.7	1.4	95.6	0.8	31.11	113.6	2.8	99.9	2.3	12.99
7～9月	2.16	1.21	114.1	0.3	126.7	0.2	109.1	0.4	95.5	△ 0.1	31.20	112.9	△ 0.6	98.8	△ 1.1	12.86
10～12月	2.14	1.19	115.3	1.0	127.9	0.9	109.5	0.4	95.2	△ 0.3	31.40	113.8	0.8	98.9	0.1	12.96
2026 年 1～3月	2.12	1.19	114.8	△ 0.4	128.9	0.8	110.4	0.8	96.1	0.9	31.84	115.2	1.2	100.3	1.4	12.75
4～6月			115.7	0.8	134.6	4.4										
2026 年 1月	2.11	1.18	115.1	△ 0.1	128.5	0.3	109.3	△ 0.7	95.1	△ 0.6	31.83	114.5	△ 0.2	99.7	0.0	12.68
2月	2.10	1.19	114.3	△ 0.7	128.5	0.0	111.2	1.7	97.0	2.0	31.86	115.6	1.0	100.9	1.2	12.84
3月	2.15	1.18	114.9	0.5	129.8	1.0	110.7	△ 0.4	96.2	△ 0.8	31.82	115.5	△ 0.1	100.3	△ 0.6	12.73
4月	2.11	1.18	115.3	0.3	133.4	2.8	111.4	0.6	96.7	0.5	31.16	116.8	1.1	101.4	1.1	12.59
5月	2.17	1.17	115.9	0.5	134.9	1.1	111.6	0.2	96.4	△ 0.3	31.30	115.7	△ 0.9	99.9	△ 1.5	12.65
6月			115.9	0.0	135.4	0.4										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」			日本銀行「企業物価指数」			厚生労働省「毎月勤労統計調査」							

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期 (四半期、月) 比であり、そのほかの数値は原数値である。
2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。

2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。実質指数は消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合) で実質化。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の2026年6月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：％)

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年				
									1月	2月	3月	4月	5月
現金給与総額	30人以上	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	2.6	2.8	4.2	3.6	4.1	3.3
	500人以上	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	2.8	3.6	4.6	4.9	3.1	4.3
	100～499人	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	1.2	2.1	3.9	1.2	4.1	2.1
	30～99人	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	2.9	2.4	3.5	4.4	4.5	3.5
	5～29人	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	2.1	2.0	2.2	2.2	2.8	3.0
定期給与額	30人以上	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	2.2 (2.3)	3.3 (3.2)	3.8 (3.8)	4.1 (3.9)	4.0 (3.7)	3.5 (3.4)
	500人以上	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	2.4 (2.5)	3.7 (3.7)	4.5 (4.7)	4.6 (4.6)	4.0 (3.9)	3.4 (3.4)
	100～499人	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	1.4 (1.6)	2.1 (2.0)	2.6 (2.4)	2.6 (2.4)	3.2 (3.1)	2.7 (2.5)
	30～99人	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	2.1 (2.1)	3.5 (3.4)	4.1 (4.0)	4.4 (4.3)	4.0 (3.7)	3.6 (3.6)
	5～29人	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.6 (1.7)	2.6 (2.7)	2.3 (2.5)	2.4 (2.8)	2.4 (2.5)	2.5 (2.5)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 () 内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：％)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年				
											1月	2月	3月	4月	5月
30人以上	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.82	25.25	25.60	25.57	25.53	24.91	25.26
500人以上	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.73	15.64	15.64	15.66	15.15	14.89	15.32
100～499人	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	23.79	24.80	26.04	25.95	26.10	25.20	25.58
30～99人	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.51	31.01	30.86	30.84	30.86	30.40	30.76
5～29人	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.31	40.67	41.36	41.49	41.42	40.82	40.63

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間			
	30人以上		5～29人		30人以上		5～29人	
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		調査産業計	
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
2016 年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6
2017 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4
2018 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6
2019 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4
2020 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8
2021 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7
2022 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3
2023 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3
2024 年	131.1	△ 0.6	120.2	△ 1.2	11.7	△ 2.6	14.6	△ 3.5
2025 年	129.6	△ 1.2	118.6	△ 1.3	11.5	△ 1.8	14.8	1.6
2026 年 1 月	124.0	0.1	110.8	△ 0.5	11.3	1.8	14.3	2.9
2 月	123.5	△ 0.5	113.9	△ 2.0	11.4	0.0	15.3	2.1
3 月	128.1	1.3	115.9	△ 0.6	12.0	1.6	15.7	4.0
4 月	134.6	1.0	121.7	△ 0.9	12.2	1.7	15.6	3.3
5 月	124.1	△ 3.9	113.3	△ 3.8	11.1	△ 1.7	14.1	1.4

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

3 2024年の対前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数(又は上表の実数)から算出した場合と一致しない。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

(単位：％)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026年					
											1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	3.2	3.7	1.7	1.4	1.6	1.5	1.7	1.9
	Aランク △ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	3.1	3.6	1.8	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7
	Bランク △ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	3.2	3.6	1.5	1.2	1.5	1.4	1.6	1.9
	Cランク 0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.5	3.8	1.5	1.2	1.6	1.5	1.8	1.8

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
3 各ランクは、2023年度からの適用区分である

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：％)

ラング	都道府県	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年				
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	1月	2月	3月
A ラング	東京	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.9	2.7	3.3	1.6	1.6	1.6	1.4	1.6
	神奈川	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.9	3.5	3.6	1.8	1.5	1.5	1.5	1.7
	大阪	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	3.9	3.2	3.7	2.0	1.6	1.8	1.7	2.0
	愛知	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	3.7	3.2	3.8	2.0	1.8	1.9	1.5	1.6
	埼玉	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	3.6	3.0	3.4	1.8	1.6	1.2	1.8	1.6
	千葉	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4.2	2.7	3.5	1.8	1.8	1.8	1.5	1.6
	兵庫	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.9	3.3	3.6	1.7	1.6	1.8	2.0	2.0
	京都	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	3.7	3.3	4.0	1.9	1.5	2.0	1.8	2.1
	茨城	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	3.8	2.7	3.9	2.2	1.4	2.3	2.2	1.8
	静岡	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	3.7	3.2	3.8	2.1	1.9	2.6	2.3	2.2
	富山	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.2	3.2	3.5	1.7	0.9	1.6	1.8	2.2
	広島	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	3.6	3.1	3.8	1.9	1.6	1.7	1.6	1.8
	滋賀	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.1	3.1	3.1	1.7	0.8	1.1	1.3	1.4
B ラング	栃木	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.7	3.2	3.4	1.4	1.1	1.3	1.4	1.7
	群馬	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.3	2.9	3.3	0.6	0.5	0.8	1.0	1.3
	宮城	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.4	3.6	3.9	1.6	1.7	1.5	1.8	2.0
	山梨	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.8	3.1	3.6	1.1	1.1	0.8	0.9	1.5
	三重	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	3.4	3.0	3.5	1.6	1.2	1.4	1.1	1.7
	石川	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.9	3.6	3.6	1.5	0.6	0.8	1.0	1.6
	福岡	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.7	3.4	3.8	1.0	0.7	0.6	0.4	1.4
	香川	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.4	3.4	3.3	1.5	1.1	1.8	0.9	1.5
	岡山	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	3.5	2.6	3.6	1.2	1.3	2.2	1.6	1.6
	福井	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8	3.0	3.7	1.1	0.9	1.1	1.2	1.8
	奈良	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9	4.0	3.5	1.7	1.7	2.0	1.9	1.9
	山口	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6	3.1	3.5	0.9	0.9	1.4	1.0	1.1
	長野	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2	3.4	3.4	1.0	1.2	1.7	1.2	1.6
	北海道	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	4.3	3.3	3.5	2.3	2.4	2.4	1.8	1.9
	岐阜	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.8	3.6	4.0	1.4	1.3	1.3	1.5	1.2
	徳島	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	3.4	3.2	1.2	0.8	1.5	1.3	1.6
	福島	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.9	3.0	3.5	2.1	1.5	1.3	1.2	1.5
	新潟	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3	3.1	3.8	1.0	0.5	0.9	0.5	1.1
	和歌山	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	3.1	2.8	3.9	2.5	1.8	1.6	1.2	1.5
	愛媛	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	3.5	3.3	2.0	1.2	1.4	1.3	1.4
C ラング	鳥根	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8	3.0	3.1	1.3	1.0	1.7	1.0	1.4
	大分	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	3.3	3.2	3.6	1.5	1.2	1.3	1.7	1.7
	熊本	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.7	3.3	3.7	1.3	1.2	1.1	1.4	1.6
	山形	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	3.8	3.9	3.5	0.2	0.6	1.1	1.0	1.3
	佐賀	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.0	3.5	4.2	1.8	1.3	1.5	0.6	1.0
	長崎	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.7	3.5	4.1	1.8	1.2	1.4	1.0	1.3
	岩手	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	4.5	3.4	3.8	2.6	2.6	3.2	2.9	3.2
	高知	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	4.0	3.5	3.9	1.3	1.0	1.3	1.1	1.4
	鳥取	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	4.0	3.0	3.3	1.6	0.6	1.1	1.1	1.2
	秋田	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	4.0	3.3	3.2	1.1	0.9	1.4	2.2	2.3
	鹿児島	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	3.1	3.5	4.1	1.6	1.1	2.0	1.3	1.6
	宮崎	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6	3.6	4.1	1.7	1.7	2.0	1.1	1.5
	青森	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.9	3.2	3.8	1.5	1.4	2.1	2.9	3.3
	沖縄	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.3	3.8	3.9	1.1	0.4	0.8	1.0	1.4

資料出所 「総務省「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

令和8年7月21日に、日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026が閣議決定されました。

令和8年度沖縄県最低賃金額改定について、これらに配慮した、貴会の調査審議をお願い申し上げます。

令和8年7月31日

沖縄労働局長 宮本 淳子